

神奈川県環境影響評価技術指針改定案の新旧対照表

平成 30 年 1 月

目 次

【総論】	1		
【各論】			
・第1 大気汚染	17	・第13 地象 (1 傾斜地)	73
・第2 水質汚濁	21	(2 地形・地質)	77
・第3 土壌汚染	25	・第14 植物・動物・生態系 (1 植物)	81
・第4 騒音・低周波音	29	(2 動物)	85
・第5 振動	33	(3 水生生物)	89
・第6 地盤沈下	37	(4 生態系)	93
・第7 悪臭	41	・第15 文化財	97
・第8 廃棄物・発生土 (1 廃棄物)	45	・第16 景観	101
(2 発生土)	47	・第17 レクリエーション資源	105
・第9 電波障害	49	・第18 温室効果ガス	109
・第10 日照障害	53	・第19 地域分断	113
・第11 気象	57	・第20 安全 (1 危険物等)	117
・第12 水象 (1 河川)	61	(2 交通)	121
(2 地下水)	65		
(3 海域)	69		

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定案 新旧対照表

【 総 論 】

改 正	現 行
<p>第 1 章 総論</p> <p>第 1 趣旨</p> <p>この技術指針は、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、評価項目の選定、調査等の実施その他の環境影響評価に関する技術的事項及び配慮事項について、対象事業に共通するものを定めるものである。</p> <p>なお、この技術指針は、環境影響評価に関する今後の科学的知見の進展、事例の積み重ね等に応じて、適宜改正を行うものとする。</p> <p><u>対象事業の環境影響評価を実施するに当たっては、対象事業の種類、規模その他の内容（以下「事業特性」という。）及び対象事業の位置又は実施区域並びに周辺地域（以下「実施区域等」という。）の環境の特性（以下「地域特性」という。）に応じて、事業者が自ら最適な手法を選択すべく検討を行うことが重要であり、この技術指針に定める手法以外のものであっても、本指針と同等程度以上の技術的信頼性を有するもの等、適切と認められる場合には、その手法を採用することができる。</u></p>	<p>第 1 章 総論</p> <p>第 1 趣旨</p> <p>この技術指針は、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、評価項目の選定、調査等の実施その他の環境影響評価に関する技術的事項及び配慮事項について、対象事業に共通するものを定めるものである。</p> <p>なお、この技術指針は、環境影響評価に関する今後の科学的知見の進展、事例の積み重ね等に応じて、適宜改正を行うものとする。</p>
<p>第 2 用語の定義</p> <p>この技術指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p>	<p>第 2 用語の定義</p> <p>この技術指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p>
<p>第 3 評価項目の構成</p> <p>神奈川県環境影響評価条例施行規則（昭和56年神奈川県規則第11号）第 3 条で規定する評価項目の定義は、別表 1 に掲げるとおりとする。</p>	<p>第 3 評価項目の構成</p> <p>神奈川県環境影響評価条例施行規則（昭和56年神奈川県規則第11号）第 3 条で規定する評価項目の定義は、別表 1 に掲げるとおりとする。</p>
<p>第 4 配慮事項の内容等</p> <p>条例第 5 条で規定する配慮事項は、別表 2 に掲げるとおりとし、この中から事業特性を勘案して配慮事項を選定した上で必要な対策を検討するものとする。</p> <p>なお、別表 2 の配慮事項のうち、実施区域等の環境の調査が可能なものは、調査を実施した上で必要な対策を検討するものとする。</p>	<p>第 4 配慮事項の内容等</p> <p>条例第 5 条で規定する配慮事項は、別表 2 に掲げるとおりとし、この中から対象事業の種類、規模その他の内容（以下「事業特性」という。）を勘案して配慮事項を選定した上で必要な対策を検討するものとする。</p> <p>なお、別表 2 の配慮事項のうち、<u>対象事業の位置又は実施区域及び周辺地域（以下「実施区域等」という。）の環境の調査が可能なものは、調査を実施した上で必要な対策を検討するものとする。</u></p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定案 新旧対照表

【 総 論 】

改 正	現 行
<p>第5 法対象事業以外の対象事業に係る環境影響評価の実施手順</p> <p><u>対象事業の環境影響評価を実施するに当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえて、適切に環境要因の把握を行うとともに、それに応じた適切な水準の調査、予測及び評価を行う必要がある。併せて、必要かつ十分な情報量により、正確かつ分かりやすい記載に努める。</u></p> <p><u>対象事業の計画については、評価項目の選定及び調査等の手法の選定に必要な情報であることなどから、検討の進捗状況に応じて、手続の各段階で可能な限り具体的に記載するよう努める。</u></p> <p>対象事業の環境影響評価を実施する上での手順は、次のとおりとし、この手順に従い事業特性を考慮して、環境影響評価を実施しなければならない。</p>	<p>第5 法対象事業以外の対象事業に係る環境影響評価の実施手順</p> <p>対象事業の環境影響評価を実施する上での手順は、次のとおりとし、この手順に従い事業特性を考慮して、環境影響評価を実施しなければならない。</p>
<p>1 実施計画書の作成について</p> <p>(1) 対象事業の実施区域等の環境の特性の把握</p> <p>地域特性の把握は、事業特性を勘案して別表3の調査内容の中から必要な事項を選定して実施しなければならない。</p> <p>また、把握に当たっては、原則として入手可能な最新の既存資料を収集して行うものとし、必要に応じて現地調査及び専門家等から知見の聴取を実施するものとする。</p>	<p>1 実施計画書の作成について</p> <p>(1) 対象事業の実施区域等の環境の特性の把握</p> <p>対象事業の実施区域等の環境の特性(以下「地域特性」という。)の把握は、事業特性を勘案して別表3の調査内容の中から必要な事項を選定して実施しなければならない。</p> <p>また、把握に当たっては、原則として入手可能な最新の既存資料を収集して行うものとし、必要に応じて現地調査及び専門家等から知見の聴取を実施するものとする。</p>
<p>(2) 対象事業の計画の策定</p> <p>対象事業の計画の策定に当たっては、地域特性を踏まえ、神奈川県環境基本計画と十分整合を図るとともに、その他行政機関が定めた環境施策との調整も図らなければならない。</p>	<p>(2) 対象事業の計画の策定</p> <p>対象事業の計画の策定に当たっては、地域特性を踏まえ、神奈川県環境基本計画と十分整合を図るとともに、その他行政機関が定めた環境施策との調整も図らなければならない。</p>
<p>(3) 評価項目の選定</p> <p>評価項目の選定に当たっては、対象事業の計画に係る環境影響要因(以下「影響要因」という。)について把握し、これを基に別表1に掲げる評価細目のなかで環境に影響を及ぼすおそれのあるものを別表4の評価項目選定表を用いて選定しなければならない。その際、全ての評価細目について、選定又は非選定の理由を明らかにする。</p>	<p>(3) 評価項目の選定</p> <p>評価項目の選定に当たっては、対象事業の計画に係る環境影響要因(以下「影響要因」という。)について把握し、これを基に別表1に掲げる評価細目のなかで環境に影響を及ぼすおそれのあるものを別表4の評価項目選定表を用いて選定しなければならない。その際、全ての評価細目について、選定又は非選定の理由を明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定案 新旧対照表

【 総 論 】

改 正	現 行
<p>なお、必要に応じて専門家等の助言を受けて選定するものとする。</p> <p>(4) 調査等の手法の選定 調査の手法、予測の手法及び評価の手法の選定は、次のことを踏まえて、評価細目ごとに第 2 章「各論」の規定に基づき検討をするものとする。 また、手法の選定の理由は可能な限り明らかにする。 なお、必要に応じて専門家等の助言を受けて選定するものとする。</p> <p>ア 調査の手法 調査の手法は、評価細目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、調査すべき情報、調査方法、調査地域及び地点又は調査の対象範囲並びに調査の時期、期間又は時間帯を、予測及び評価に必要とされる水準が確保されるよう適切に選定しなければならない。</p> <p>イ 予測の手法 予測の手法は、評価細目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、予測の前提、予測方法、予測地域及び地点又は予測の対象範囲並びに予測の対象とする時期、期間又は時間帯を、評価に必要とされる水準が確保されるよう適切に選定しなければならない。</p> <p>ウ 評価の手法 評価の手法は、対象事業の実施により環境に及ぶおそれのある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかを評価できるよう、適切に選定しなければならない。 また、環境基準、法令、通知、要綱等に定められた基準、目標等がある場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価できるように選定しなければならない。 なお、当該基準等に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理するものとする。</p>	<p>なお、必要に応じて専門家等の助言を受けて選定するものとする。</p> <p>(4) 調査等の手法の選定 調査の手法、予測の手法及び評価の手法の選定は、次のことを踏まえて、評価細目ごとに第 2 章「各論」の規定に基づき検討をするものとする。 また、手法の選定の理由は可能な限り明らかにする。 なお、必要に応じて専門家等の助言を受けて選定するものとする。</p> <p>ア 調査の手法 調査の手法は、評価細目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、調査すべき情報、調査方法、調査地域及び地点、調査の時期、期間又は時間帯を、予測及び評価に必要とされる水準が確保されるよう適切に選定しなければならない。</p> <p>イ 予測の手法 予測の手法は、評価細目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、予測の前提、予測方法、予測地域及び地点、予測の対象とする時期、期間又は時間帯を、評価に必要とされる水準が確保されるよう適切に選定しなければならない。</p> <p>ウ 評価の手法 評価の手法は、対象事業の実施により環境に及ぶおそれのある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかを評価できるよう、適切に選定しなければならない。 また、環境基準、法令、通知、要綱等に定められた基準、目標等がある場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価できるように選定しなければならない。 なお、当該基準等に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理すること。</p>
<p>(5) 計画立案段階の検討経緯 条例第 7 条第 1 項第 9 号の対象事業の位置又は実施区域の決定前の計画の立案段階において行った検討の経緯及びその決定の理由の記載に当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえた上で、生活環境保全上の配慮が必要</p>	<p>(項目追加)</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定案 新旧対照表

【 総 論 】

改 正	現 行
<p><u>な地域、対象及び重要な自然環境などの把握の状況、これらに対して講じることとした環境保全上の配慮、並びにこれらを踏まえた対象事業の位置又は実施区域の決定に至った検討経緯及び理由を記載する。</u></p>	
<p>2 予測評価書案の作成について (1) 調査等の手法の再検討 調査等の実施に当たっては、審査意見書を尊重し実施計画書に記載した調査等の手法を再検討しなければならない。</p>	<p>2 予測評価書案の作成について (1) 調査等の手法の再検討 調査等の実施に当たっては、審査意見書を尊重し実施計画書に記載した調査等の手法を再検討しなければならない。</p>
<p>(2) 調査等の実施 (1)で再検討された手法により、<u>次のアからウのとおり調査等を行うものとする。</u> <u>ア 調査の実施</u> <u>評価細目ごとに調査を実施する。</u> <u>イ 予測の実施</u> <u>評価細目ごとに、環境保全対策を含めた事業特性を前提として予測を実施する。</u> <u>予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全対策を再検討する。</u> <u>ウ 評価の実施</u> 評価細目ごとの評価及び環境保全上の見地から全体として適正な配慮がなされているかについての評価（以下「総合的な評価」という。）を行うものとする。 評価の実施に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえるほか、「<u>第5 - 2 - (3) 環境保全対策の検討</u>」及び「<u>同(4) 事後調査の計画の策定</u>」を勘案しなければならない。 また、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を<u>評価細目ごとの特性に応じて明らかにするものとする。</u> 特に、総合的な評価では、複数の評価細目に及ぼす影響について、これら評価細目の相互関係を把握した上で、全体として適切な環境保全対策がなされているかについて検証するものとする。</p>	<p>(2) 調査等の実施 (1)で再検討された手法により、調査等を行う。 このうち評価は評価細目ごとの評価及び環境保全上の見地から全体として適正な配慮がなされているかについての評価（以下「総合的な評価」という。）を行うものとする。 評価の実施に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえるほか、<u>第5 - 2 - (3)及び(4)を勘案しなければならない。</u> また、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかに<u>しなければならない。</u> 特に、総合的な評価では、複数の評価細目に及ぼす影響について、これら評価細目の相互関係を把握した上で、全体として適切な環境保全対策がなされているかについて検証するものとする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定案 新旧対照表

【 総 論 】

改 正	現 行
<p>(3) 環境保全対策の検討 対象事業の実施が、選定した評価細目に係る環境に及ぼす影響を極力抑制するための対策（以下「環境保全対策」という。）を検討しなければならない。 この検討に当たっては、地域特性を勘案し、環境影響を実行可能な範囲内で回避又は低減させる対策を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置について検討するものとする。 環境保全対策の検討を行ったときは、複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討その他の適切な検討を通じて、妥当性を検証しなければならない。 また、検証内容を含め、環境保全対策に係る検討の経緯を明らかにしなければならない。 <u>なお、環境保全対策の検討に当たっては、必要に応じて専門家等の助言を受けるものとする。</u></p>	<p>(3) 環境保全対策の検討 対象事業の実施が、選定した評価細目に係る環境に及ぼす影響を極力抑制するための対策（以下「環境保全対策」という。）を検討しなければならない。 この検討に当たっては、地域特性を勘案し、環境影響を実行可能な範囲内で回避又は低減させる対策を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置について検討するものとする。 環境保全対策の検討を行ったときは、複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討その他の適切な検討を通じて、妥当性を検証しなければならない。 また、検証内容を含め、環境保全対策に係る検討の経緯を明らかにしなければならない。</p>
<p>(4) 事後調査の計画の策定 事後調査の計画の策定は、次のアからウのとおり行うものとする。 ア 対象事業による環境への影響の程度に応じ、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する評価細目を事後調査を実施する項目（以下「事後調査項目」という。）として選定する。 (ア) 予測の精度が十分でなく、検証を要するもの。 (イ) 効果が出現するのに時間を要するか又は効果に係る知見が不十分な環境保全対策を講ずるもの。 (ウ) <u>工事の実施中及び供用後において環境保全対策の内容をより詳細なものにするもの及び将来において周辺状況に変化が生じること等が予想され、事後調査の結果に基づく環境保全対策の修正等があらかじめ見込まれるもの。</u> イ 事後調査の方法、時期等の手法及び調査等の結果の検証方法を第 2 章「各論」に定めるところにより選定する。 ウ 各評価細目について、事後調査項目としての選定又は非選定の理由を明らかにする。</p>	<p>(4) 事後調査の計画の策定 事後調査の計画の策定は、次のアからウのとおり行うものとする。 ア 対象事業による環境への影響の程度に応じ、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する評価細目を事後調査を実施する項目（以下「事後調査項目」という。）として選定する。 (ア) 予測の精度が十分でなく、検証を要するもの。 (イ) 効果が出現するのに時間を要するか又は効果に係る知見が不十分な環境保全対策を講ずるもの。 (ウ) 将来において周辺状況に変化が生じること等が予想され、事後調査の結果に基づく環境保全対策の修正等があらかじめ見込まれるもの。 イ 事後調査の方法、時期等の手法及び調査等の結果の検証方法を第 2 章「各論」に定めるところにより選定する。 ウ 各評価細目について、事後調査項目としての選定又は非選定の理由を明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定案 新旧対照表

【 総 論 】

改 正	現 行
<p>工 事後調査の項目及び手法については、必要に応じて専門家等の助言を受けるものとする。</p>	
<p>(5) 配慮事項の選定及び環境保全上の見地から講じようとする措置の検討 配慮事項は、別表2に規定する配慮事項の中から対象事業が環境への影響を及ぼすおそれのある事項を選定するものとする。また、選定した配慮事項に係る環境保全上の見地から講じようとする措置は、必要に応じて、環境の調査を行った上でその内容を検討するものとする。</p>	<p>(5) 配慮事項の選定及び環境保全上の見地から講じようとする措置の検討 配慮事項は、別表2に規定する配慮事項の中から対象事業が環境への影響を及ぼすおそれのある事項を選定するものとする。また、選定した配慮事項に係る環境保全上の見地から講じようとする措置は、必要に応じて、環境の調査を行った上でその内容を検討するものとする。</p>
<p>3 予測評価書の作成について 予測評価書の作成に当たっては、審査書を尊重して予測評価書案に記載されている内容を再検討する。</p>	<p>3 予測評価書の作成について 予測評価書の作成に当たっては、審査書を尊重して予測評価書案に記載されている内容を再検討する。</p>
<p>第6 法対象事業に係る環境影響評価の実施手順 法対象事業に係る別表1に規定する評価項目及び別表2に規定する配慮事項のうち、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）法第2条第1項の環境の構成要素に係る項目（以下「法対象評価項目」という。）に該当する部分以外の項目に係る環境影響評価を実施する上での手順は、次に示すとおりとし、この手順に基づき法対象事業の種類、規模その他の内容を考慮して、環境影響評価を実施するものとする。 なお、法対象評価項目に該当する部分の環境影響評価の実施に当たっては、この手順に配慮する。</p> <p>1 条例方法書の作成について 条例方法書（条例第29条第1項第2号から第5号までに掲げる事項）の作成に当たっては、「第5-1 実施計画書の作成について」の手順に準ずるものとする。 なお、必要に応じ法第5条第1項の規定に基づき作成する方法書とも整合を図るものとする。</p> <p>2 条例準備書の作成について 条例準備書（条例第38条第1項第5号から第8号まで及び第10号に掲げる事項）の作成に当たっては、「第5-2 予測評価書案の作成について」の手</p>	<p>第6 法対象事業に係る環境影響評価の実施手順 法対象事業に係る別表1及び別表2に規定する評価項目及び配慮事項のうち、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）法第2条第1項の環境の構成要素に係る項目（以下「法対象評価項目」という。）に該当する部分以外の項目に係る環境影響評価を実施する上での手順は、次に示すとおりとし、この手順に基づき法対象事業の種類、規模その他の内容を考慮して、環境影響評価を実施するものとする。 なお、法対象評価項目に該当する部分の環境影響評価の実施に当たっては、この手順に配慮する。</p> <p>1 条例方法書の作成について 条例方法書（条例第29条第1項第2号から第5号までに掲げる事項）の作成に当たっては、第5-1の手順に準ずるものとする。 なお、必要に応じ法第5条第1項の規定に基づき作成する方法書とも整合を図るものとする。</p> <p>2 条例準備書の作成について 条例準備書（条例第38条第1項第5号から第8号まで及び第10号に掲げる事項）の作成に当たっては、第5-2の手順に準ずるものとする（総合的な評</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定案 新旧対照表

【 総 論 】

改 正	現 行
<p>順に準ずるものとする（総合的な評価に係る内容は除く） なお、必要に応じ法第14条第1項の規定に基づき作成する準備書とも整合を図るものとする。</p> <p>3 条例評価書の作成について 条例評価書の作成に当たっては、条例準備書審査書を尊重して条例準備書に記載されている内容を再検討する。 なお、必要に応じ法第21条第2項の規定に基づき作成する評価書とも整合を図るものとする。</p>	<p>価に係る内容は除く） なお、必要に応じ法第14条第1項の規定に基づき作成する準備書とも整合を図るものとする。</p> <p>3 条例評価書の作成について 条例評価書の作成に当たっては、条例準備書審査書を尊重して条例準備書に記載されている内容を再検討する。 なお、必要に応じ法第21条第2項の規定に基づき作成する評価書とも整合を図るものとする。</p>
<p>第7 事後調査等の実施</p> <p>1 事後調査等及び検証の実施について 「第5 - 2 - (4) 事後調査の計画の策定」に定めるところにより策定した計画、同手順に準じて策定した条例準備書事後調査の計画又は法第14条第1項第7号ハの環境の状況の把握のための措置について評価書に記載した内容に従って事後調査等を行い、調査等の結果との検証を行う。この検証は、次の手順により行う。 なお、検証に当たっては必要に応じて専門家等の助言を受けるものとする。</p> <p>ア 講じた環境保全対策、条例第38条第1項第7号の環境の保全のための措置又は法第14条第1項第7号ロの環境の保全のための措置（以下「環境保全対策等」といい、この項においては2の項にいう修正等を行う前のものをいう。）の内容を整理する。</p> <p>イ 事後調査等の結果と、調査結果又は予測結果との比較を行う。</p> <p>ウ 事後調査等の結果と、調査結果又は予測結果との差異が認められた場合には、必要な範囲でその原因を分析する。</p> <p>エ 講じた環境保全対策等の効果について整理する。</p> <p>オ 評価結果の妥当性について検討する。</p> <p>2 事後調査等の結果に基づく対策の実施について 前項の結果を踏まえ、環境保全対策を修正又は追加した場合には、それらの内容を整理する。 その際、修正等を行う理由及び修正等により期待される効果も併せて整理</p>	<p>第7 事後調査等の実施</p> <p>1 事後調査等及び検証の実施について 第5 - 2 - (4)に定めるところにより策定した計画、同(4)の手順に準じて策定した条例準備書事後調査の計画又は法第14条第1項第7号ハの環境の状況の把握のための措置について評価書に記載した内容に従って事後調査等を行い、調査等の結果との検証を行う。この検証は、次の手順により行う。</p> <p>ア 講じた環境保全対策、条例第38条第1項第7号の環境の保全のための措置又は法第14条第1項第7号ロの環境の保全のための措置（以下「環境保全対策等」といい、この項においては2の項にいう修正等を行う前のものをいう。）の内容を整理する。</p> <p>イ 事後調査等の結果と、調査結果又は予測結果との比較を行う。</p> <p>ウ 事後調査等の結果と、調査結果又は予測結果との差異が認められた場合には、必要な範囲でその原因を分析する。</p> <p>エ 講じた環境保全対策等の効果について整理する。</p> <p>オ 評価結果の妥当性について検討する。</p> <p>2 事後調査等の結果に基づく対策の実施について 前項の結果を踏まえ、環境保全対策を修正又は追加した場合には、それらの内容を整理する。 その際、修正等を行う理由及び修正等により期待される効果も併せて整理</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定案 新旧対照表

【 総 論 】

改 正	現 行
<p>する。 <u>なお、対策の修正又は追加をする場合は必要に応じて専門家等の助言を受けるものとする。</u></p>	<p>する。</p>
<p>第8 その他 1 既存調査の活用 実施計画書又は条例方法書を作成する時点で、既に実施区域等の環境の特性の把握に必要な調査等と同等の調査を実施した場合（おおむね過去5年の間に実施した調査）は、実施した調査結果について実施計画書又は条例方法書の作成に活用できるものとする。また、この調査結果についても、対象事業の実施区域等の環境の変化について検討した上で予測評価書案又は条例準備書の作成に活用できるものとする。</p> <p>2 記述に当たっての注意 実施計画書、予測評価書案及び予測評価書並びに条例方法書、条例準備書及び条例評価書の記述に当たっては、できる限り簡素かつ平易な文章表現とし、学術的専門用語の使用は必要最小限にとどめるよう努めるものとする。また、視覚的な表示方法を用いるなど、県民が理解しやすい記述方法に努めるものとする。 なお、調査及び予測のために詳細な資料等が膨大となる場合は、別冊とする。</p> <p>3 出典等の明示 実施計画書、予測評価書案及び予測評価書並びに条例方法書、条例準備書及び条例評価書の記述に当たっては、調査等で使用した既存の資料の出典及び作成年月日並びに現地調査を行った場合の日時、機関名、天候その他必要な事項を明示するものとする。 また、専門家等から助言を受けた場合にあっては、助言の内容及び専門家等の専門分野を明示するものとする。</p>	<p>第8 その他 1 既存調査の活用 実施計画書又は条例方法書を作成する時点で、既に実施区域等の環境の特性の把握に必要な調査等と同等の調査を実施した場合（おおむね過去5年の間に実施した調査）は、実施した調査結果について実施計画書又は条例方法書の作成に活用できるものとする。また、この調査結果についても、対象事業の実施区域等の環境の変化について検討した上で予測評価書案又は条例準備書の作成に活用できるものとする。</p> <p>2 記述に当たっての注意 実施計画書、予測評価書案及び予測評価書並びに条例方法書、条例準備書及び条例評価書の記述に当たっては、できる限り簡素かつ平易な文章表現とし、学術的専門用語の使用は必要最小限にとどめるよう努めるものとする。また、視覚的な表示方法を用いるなど、県民が理解しやすい記述方法に努めるものとする。 なお、調査及び予測のために詳細な資料等が膨大となる場合は、別冊とする。</p> <p>3 出典等の明示 実施計画書、予測評価書案及び予測評価書並びに条例方法書、条例準備書及び条例評価書の記述に当たっては、調査等で使用した既存の資料の出典及び作成年月日並びに現地調査を行った場合の日時、機関名、天候その他必要な事項を明示するものとする。 また、専門家等から助言を受けた場合にあっては、助言の内容及び専門家等の専門分野を明示するものとする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表

【 総論 別表1 評価項目と評価細目】

改正			現行		
別表1 評価項目と評価細目			別表1 評価項目と評価細目		
評価項目	評価細目	定義	評価項目	評価細目	定義
1 大気汚染	大気汚染	次に掲げる物質による大気汚染 (1) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条に基づき環境基準(以下「環境基準」という。)が設定されている物質 (2) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項、第7項若しくは第12項に規定する物質又は神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年条例第35号。以下「県生活環境保全条例」という。)第2条第3号若しくは第4号に規定する物質 (3) その他人の健康を損なうおそれがある物質	1 大気汚染	大気汚染	次に掲げる物質による大気汚染 (1) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条に基づき環境基準(以下「環境基準」という。)が設定されている物質 (2) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項第2号若しくは第3号若しくは第8項に規定する物質又は神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年条例第35号。以下「県生活環境保全条例」という。)第2条第2号ウ若しくはオ若しくは第3号に規定する物質 (3) その他人の健康を損なうおそれがある物質
		次に掲げる物質等による水質汚濁 (1) 環境基準が設定されている物質 (2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条に規定する排水基準又は県生活環境保全条例第28条第1項各号に規定する規制基準が定められている物質 (3) その他人の健康を損なうおそれがある物質 (4) 水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのあるもの			次に掲げる物質等による水質汚濁 (1) 環境基準が設定されている物質 (2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条に規定する排水基準又は県生活環境保全条例第28条第1項各号に規定する規制基準が定められている物質 (3) その他人の健康を損なうおそれがある物質 (4) 水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのあるもの
2 水質汚濁	水質汚濁	次に掲げる物質による水質汚濁 (1) 環境基準が設定されている物質 (2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条に規定する排水基準又は県生活環境保全条例第28条第1項各号に規定する規制基準が定められている物質 (3) その他人の健康を損なうおそれがある物質 (4) 水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのあるもの	2 水質汚濁	水質汚濁	次に掲げる物質による水質汚濁 (1) 環境基準が設定されている物質 (2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条に規定する排水基準又は県生活環境保全条例第28条第1項各号に規定する規制基準が定められている物質 (3) その他人の健康を損なうおそれがある物質 (4) 水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのあるもの
3 土壌汚染	土壌汚染	次に掲げる物質による土壌汚染 (1) 環境基準が設定されている物質 (2) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第2条第1項及び県生活環境保全条例第2条第8号に規定する特定有害物質 (3) その他人の健康を損なうおそれがある物質	3 土壌汚染	土壌汚染	次に掲げる物質による土壌汚染 (1) 環境基準が設定されている物質 (2) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)法第2条第1項及び県生活環境保全条例第29条第1項に規定する特定有害物質
4 騒音・低周波音	1 騒音	建設工事等の作業、工場等の稼働、道路の交通、鉄道の運行又は飛行機の運航によって発生する騒音	4 騒音・低周波音	1 騒音	建設工事等の作業、工場等の稼働、道路の交通、鉄道の運行又は飛行機の運航によって発生する騒音
	2 低周波音	建設工事等の作業、工場等の稼働、道路の交通又は鉄道の運行によって発生する低周波音		2 低周波音	建設工事等の作業、工場等の稼働、道路の交通又は鉄道の運行によって発生する低周波音
5 振動	振動	建設工事等の作業、工場等の稼働、道路の交通又は鉄道の運行によって発生する振動	5 振動	振動	建設工事等の作業、工場等の稼働、道路の交通又は鉄道の運行によって発生する振動
(次ページへ続く)			(次ページへ続く)		

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表

【 総論 別表1 評価項目と評価細目】

改 正			現 行		
(前ページから続く)			(前ページから続く)		
6 地盤沈下	地盤沈下	地下水位の低下によって発生する地盤沈下	6 地盤沈下	地盤沈下	地下水位の低下によって発生する地盤沈下
7 悪臭	悪臭	物の燃焼、合成、分解、保管等によって発生する悪臭	7 悪臭	悪臭	物の燃焼、合成、分解その他の処理によって発生する悪臭
8 廃棄物・発生土	1 廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)第2条第1項に規定するし尿を除く廃棄物	8 廃棄物・発生土	1 廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)第2条第1項に規定するし尿を除く廃棄物
	2 発生土	実施区域から搬出される土砂		2 発生土	実施区域から搬出される土砂
9 電波障害	テレビジョン電波障害	工作物の設置又は供用を開始した後に運行する鉄道若しくは航空機によって発生するテレビジョン放送(放送衛星及び通信衛星によるものを含む。)の受信障害	9 電波障害	テレビジョン電波障害	工作物の設置又は供用を開始した後に運行する鉄道若しくは航空機によって発生するテレビジョン放送(放送衛星及び通信衛星によるものを含む。)の受信障害
10 日照阻害	日照阻害	設置される工作物によって発生する日照阻害(風車の影が回転して地上に明暗が生じる現象を含む。)	10 日照阻害	日照阻害	設置される工作物によって発生する日照阻害
11 気象	気象	変更される土地の形状又は設置される工作物によって変化する風向及び風速	11 気象	気象	変更される土地の形状又は設置される工作物によって変化する風向及び風速
12 水象	1 河川	河川の流量	12 水象	1 河川	河川の流量
	2 地下水	地下水の揚水、排除、遮断又は雨水浸透能力の変化による地下水の水位		2 地下水	地下水の揚水、排除、遮断又は雨水浸透能力の変化による地下水の水位
	3 海域	海域の流況		3 海域	海域の流況
13 地象	1 傾斜地	その崩壊により周辺に影響を及ぼす傾斜地	13 地象	1 傾斜地	その崩壊により周辺に影響を及ぼす傾斜地
	2 地形・地質	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された天然記念物(地質鉱物に係るもの(標本を除く。))に限る。)、同法第132条第1項の規定により登録された記念物(地質鉱物に係るもの(標本を除く。))に限る。)、同法第182条第2項の規定に基づき地方公共団体が指定した天然記念物に類する文化財(地質鉱物に係るもの(標本を除く。))に限る。及び学術的に貴重な地形・地質		2 地形・地質	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された天然記念物(地質鉱物に係るもの(標本を除く。))に限る。)、同法第132条第1項の規定により登録された記念物(地質鉱物に係るもの(標本を除く。))に限る。)、同法第182条第2項の規定に基づき地方公共団体が指定した天然記念物に類する文化財(地質鉱物に係るもの(標本を除く。))に限る。及び学術的に貴重な地形・地質
14 植物・動物・生態系	1 植物	陸上の植物及び植生(水生生物を除く。)	14 植物・動物・生態系	1 植物	陸上の植物及び植生(水生生物を除く。)
	2 動物	野生動物(水生生物を除く。)		2 動物	野生動物(水生生物を除く。)
	3 水生生物	陸水域及び海水域の生物		3 水生生物	陸水域及び海水域の生物
	4 生態系	上記1から3及びその他の調査結果から概括的に把握される生態系		4 生態系	上記1から3及びその他の調査結果から概括的に把握される生態系
(次ページへ続く)			(次ページへ続く)		

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表

【 総論 別表1 評価項目と評価細目】

改正			現行		
(前ページから続く)			(前ページから続く)		
15 文化財	文化財	文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物(天然記念物のうち、畜養動物に限る。)、同法第132条第1項の規定により登録された記念物(天然記念物のうち栽培植物及びその生息地、飼育動物及びその飼育地に限る。)、同法第182条第2項の規定に基づき地方公共団体が指定した史跡名勝天然記念物(天然記念物のうち、畜養動物に限る。)及び同法第93条第1項にいう周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財	15 文化財	文化財	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物(天然記念物のうち、畜養動物に限る。)、同法第132条第1項の規定により登録された記念物(天然記念物のうち栽培植物及びその生息地、飼育動物及びその飼育地に限る。)、同法第182条第2項の規定に基づき地方公共団体が指定した史跡名勝天然記念物(天然記念物のうち、畜養動物に限る。)及び同法第93条第1項にいう周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財。
16 景観	景観	自然、歴史的遺産、田園風景、近代的な都市のまちなみ等が主たる構成要素となっている優れた景観及び地域住民が日常接している身近な景観	16 景観	景観	自然、歴史的遺産、田園風景、近代的な都市のまちなみ等が主たる構成要素となっている優れた景観及び地域住民が日常接している身近な景観
17 レクリエーション資源	レクリエーション資源	自然的特性を主として利用するレクリエーション資源	17 レクリエーション資源	レクリエーション資源	自然的特性を主として利用するレクリエーション資源
18 温室効果ガス	温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に定められている物質	18 温室効果ガス	温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に定められている物質
19 地域分断	地域分断	工作物の設置によって変化する地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路の分断	19 地域分断	地域分断	工作物の設置によって変化する地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路の分断
20 安全	1 危険物等	次に掲げる物質等に係る安全性 (1) 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物 (2) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定する高圧ガス (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物	20 安全	1 危険物等	次に掲げる物質等に係る安全性 (1) 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物 (2) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定する高圧ガス (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物
	2 交通	実施区域における自動車交通の発生集中により変化する地域の交通安全		2 交通	実施区域における自動車交通の発生集中により変化する地域の交通安全

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 総論 別表 2 配慮事項】

改 正		現 行	
別表 2 配慮事項		別表 2 配慮事項	
配 慮 事 項	内 容	配 慮 事 項	内 容
電磁波の漏洩防止措置	人の健康影響が懸念される超低周波の電磁波の漏洩防止等	電磁波の漏洩防止措置	人の健康影響が懸念される超低周波の電磁波の漏洩防止等
有害化学物質の排出抑制措置	評価細目に掲げる以外の物質で、県生活環境保全条例第 2 条第 9 号に規定する化学物質及び特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成 6 年政令第 308 号）第 1 条に定められている物質の排出抑制等	有害化学物質の排出抑制措置	評価細目に掲げる以外の物質で、県生活環境保全条例第 2 条第 5 号に規定する化学物質及び特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成 6 年政令第 308 号）第 1 条に定められている物質の排出抑制等
光害の抑制措置	夜間の照明による星空の喪失、天文観測の障害及び生態系に影響を及ぼすことに対する抑制等	光害の抑制措置	夜間の照明による星空の喪失、天文観測の障害、生態系に影響を及ぼすことに対する抑制等
遺伝子汚染防止措置	遺伝子の組換え行為によって、生態系に影響を及ぼすことに対する防止等	遺伝子汚染防止措置	遺伝子の組換え行為によって、生態系に影響を及ぼすことに対する防止等
地震等の自然災害による二次災害の防止措置	地震等による建物や施設の損傷又は崩壊に伴って二次的に発生する災害の防止等	地震等の自然災害による二次災害の防止措置	地震等による建物や施設の損傷又は崩壊に伴って二次的に発生する災害の防止等
ヒートアイランド現象の緩和に寄与する措置	ヒートアイランド現象の緩和のためのエネルギーの効率的利用等による排熱の低減及び地表面被覆の改善等	ヒートアイランド現象の緩和に寄与する措置	ヒートアイランド現象の緩和のためのエネルギーの効率的利用等による排熱の低減や地表面被覆の改善等

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 総論 別表 3 地域の特性の把握に必要な一般的な項目】

改 正			現 行		
別表 3 地域の特性の把握に必要な一般的な項目			別表 3 地域の特性の把握に必要な一般的な項目		
区分	項 目	調 査 内 容	区分	項 目	調 査 内 容
社 会 的 状 況	行政区画	市町村・字境界、校区等	社 会 的 状 況	行政区画	市町村・字境界、校区等
	人口	年齢別人口の状況、人口動態、人口密度、世帯数等		人口	年齢別人口の状況、人口動態、人口密度、世帯数等
	産業	農家、商店、工場等の産業別構成状況及び就業人口、品目別生産量、製造品出荷額等		産業	農家、商店、工場等の産業別構成状況及び就業人口、品目別生産量、製造品出荷額等
	土地利用	土地利用状況、法令に基づく用途区分の状況、市街地等集落の分布状況等		土地利用	土地利用状況、法令に基づく用途区分の状況、市街地等集落の分布状況等
	交通	道路交通及び交通事故の状況、鉄道、空港及び港湾の利用状況等		交通	道路交通及び交通事故の状況、鉄道、空港及び港湾の利用状況等
	水利用	井戸及び湧水の利用状況、利水状況、河川及び海域等の漁業権の設定状況等		水利用	井戸及び湧水の利用状況、利水状況、河川及び海域等の漁業権の設定状況等
	環境保全に留意を要する施設	学校、病院、文化施設、福祉施設等の分布及び利用状況		環境保全に留意を要する施設	学校、病院、文化施設、福祉施設等の分布及び利用状況
	環境関連の社会資本の状況	上水道及び下水道の普及状況、公園、緑地、交通網、廃棄物処理施設等の分布状況等		環境関連の社会資本の状況	上水道、下水道の普及状況、公園、緑地、交通網、廃棄物処理施設等の分布状況等
	公害の状況	大気汚染、水質汚濁、騒音、地盤沈下等の状況		公害の状況	大気汚染、水質汚濁、騒音、地盤沈下等の状況
	苦情の状況	公害等に係る苦情の発生状況		苦情の状況	公害等に係る苦情の発生状況
関係法令等の指定・規制等	関係法令における指定、規制等の状況、環境保全に関する計画等の状況等	関係法令等の指定・規制等	関係法令における指定、規制等の状況、環境保全に関する計画等の状況等		
自 然 的 状 況	気象	風向、風速、気温、湿度、降水量等	自 然 的 状 況	気象	風向、風速、気温、湿度、降水量等
	水象	河川、水路、井戸及び湧水の分布状況、河川等の流量、海域の流況等		水象	河川、水路、井戸及び湧水の分布状況、河川等の流量、海域の流況等
	地象	地形、地質の状況等		地象	地形、地質の状況等
	生物	植物、動物及び水生生物の生育・生息状況等		生物	植物、動物及び水生生物の生育・生息状況等
その他の状況	文化財及びレクリエーション資源の分布、地域景観の特性状況等	その他の状況	文化財及びレクリエーション資源の分布、地域景観の特性状況等		

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表
 【 総論 別表4 評価項目選定表（環境影響要因と評価項目（評価細目）の関係） 】

改正													現行																
別表4 評価項目選定表（環境要因と評価項目（評価細目）の関係）													別表4 評価項目選定表（環境要因と評価項目（評価細目）の関係）																
区分		工事の実施			土地又は工作物の 存在及び供用					選定又は非選定 の理由					区分		工事の実施			土地又は工作物の 存在及び供用					選定又は非選定 の理由				
環境要因の区分															環境要因の区分														
評価項目	評価細目														評価項目	評価細目													
大気汚染	大気汚染														大気汚染	大気汚染													
水質汚濁	水質汚濁														水質汚濁	水質汚濁													
土壌汚染	土壌汚染														土壌汚染	土壌汚染													
騒音・低 周波音	騒音														騒音・低 周波音	騒音													
	低周波音															低周波音													
振動	振動														振動	振動													
地盤沈下	地盤沈下														地盤沈下	地盤沈下													
悪臭	悪臭														悪臭	悪臭													
廃棄物	廃棄物														廃棄物	廃棄物													
	発生土															発生土													
電波障害	テレビジョン 電波障害														電波障害	テレビジョン 電波障害													
日照阻害	日照阻害														日照阻害	日照阻害													
気象	気象														気象	気象													
水象	河川														水象	河川													
	地下水															地下水													
	海域															海域													
(次ページへ続く)													(次ページへ続く)																

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 総論 別表 4 評価項目選定表（環境影響要因と評価項目（評価細目）の関係） 】

改正											現行										
(前ページから続く)											(前ページから続く)										
地象	傾斜地										地象	傾斜地									
	地形・地質									地形・地質											
植物・動物・生態系	植物										植物・動物・生態系	植物									
	動物									動物											
	水生生物									水生生物											
	生態系									生態系											
文化財	文化財									文化財	文化財										
景観	景観									景観	景観										
レクリエーション資源	レクリエーション資源									レクリエーション資源	レクリエーション資源										
温室効果ガス	温室効果ガス									温室効果ガス	温室効果ガス										
地域分断	地域分断									地域分断	地域分断										
安全	危険物等									安全	危険物等										
	交通										交通										
備考：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、温室効果ガス及び安全（危険物等）については物質等の名称を明らかにする。											備考：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、安全（危険物等）及び温室効果ガスについては物質等の名称を明らかにする。										

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 1 大気汚染 】

改 正	現 行
<p>第 2 章 各論</p> <p>第 1 大気汚染</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 大気汚染の発生源の状況</p> <p> (ア) 固定発生源の状況</p> <p> 工場、事業場、廃棄物処理施設等の主要な大気汚染の発生源の分布状況</p> <p> (イ) 移動発生源の状況</p> <p> 道路等の位置、規模、構造及び供用の方法並びに自動車等の種類ごとの交通量の状況</p> <p>イ 大気汚染評価物質の濃度等の状況</p> <p> 第 1 章別表 1 の大気汚染の定義欄に定める物質（以下「大気汚染評価物質」という。）の濃度等の状況</p> <p>ウ 地形及び工作物の状況</p> <p> 大気質の移流、拡散及び逆転層の出現等に影響を及ぼす起伏、傾斜等の地形及び工作物の位置、規模等</p> <p>エ 気象の状況</p> <p> 大気質の移流、拡散等に影響を及ぼす風向、風速、気温、日照、日射量、放射収支量又は雲量</p>	<p>第 2 章 各論</p> <p>第 1 大気汚染</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 大気汚染の発生源の状況</p> <p> (ア) 固定発生源の状況</p> <p> 工場、事業場、廃棄物処理施設等の主要な大気汚染の発生源の分布状況</p> <p> (イ) 移動発生源の状況</p> <p> 道路等の位置、規模、構造及び供用の方法並びに自動車等の種類ごとの交通量の状況</p> <p>イ 大気汚染評価物質の濃度等の状況</p> <p> 第 1 章別表 1 の大気汚染の定義欄に定める物質（以下「大気汚染評価物質」という。）の濃度等の状況</p> <p>ウ 地形及び工作物の状況</p> <p> 大気質の移流、拡散及び逆転層の出現等に影響を及ぼす起伏、傾斜等の地形及び工作物の位置、規模等</p> <p>エ 気象の状況</p> <p> 大気質の移流、拡散等に影響を及ぼす風向、風速、気温、日照、日射量、放射収支量又は雲量</p>
<p>(2) 調査方法</p> <p> 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p> 調査すべき情報のうち「イ 大気汚染評価物質の濃度等の状況」については、原則として、既存の測定結果により調査を行う。現地調査を行う場合は、環境基準その他国の告示若しくは通達で示されている測定方法、日本工業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。</p> <p> 「エ 気象の状況」については、原則として、既存資料（地上気象観測結果等）により調査を行う。実施区域周辺の特殊な気象の状況を把握する必要がある場合には現地調査を行う。現地調査を行う場合は、法令等に定める方法又はこれらに準ずる方法による。</p>	<p>(2) 調査方法</p> <p> 既存資料調査又は現地調査によるものとするが、調査すべき情報のうちア、イ及びエについては次の方法により調査を行う。</p> <p> ア 大気汚染の発生源の状況</p> <p> (ア) 固定発生源の状況</p> <p> 地質の状況については現地で採取したものについて粒径分布試験を行う。</p> <p> イ 大気汚染評価物質の濃度等の状況</p> <p> 原則として、既存の測定結果により調査を行う。</p> <p> 調査地域内の測定結果が不足する場合には、当該地域に隣接する地域内の適切な地点の測定結果を用いても差し支えないが、この場合にあっては、併せて調査地域内で現地調査を行うなどにより適切に情報を把握する。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第1 大気汚染 】

改正	現行
	<p>現地調査を行う場合は、環境基準その他国の告示若しくは通達で示されている測定方法、日本工業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。</p> <p><u>エ 気象の状況</u></p> <p>原則として、既存資料（地上気象観測結果等）により調査を行う。 <u>調査地域内の観測結果が不足する場合には、当該地域に隣接する地域内の適切な地点の測定結果を用いても差し支えないが、この場合にあつては、併せて調査地域内で現地調査を行うなどにより適切に情報を把握する。</u></p> <p><u>この他、実施区域周辺の特殊な気象の状況を把握する必要がある場合には現地調査を行う。</u></p> <p>現地調査を行う場合は、「<u>地上気象観測指針</u>」（平成14年4月気象庁）、「<u>高層気象観測指針</u>」（平成7年3月気象庁）に定める方法又はこれらに準ずる方法による。</p>
<p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p> <p>大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。ただし、発生源の状況については、影響を受ける周辺地域の状況を勘案して必要な範囲までの地域とする。</p> <p>イ 調査地点</p> <p>大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p> <p>大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。ただし、発生源の状況については、影響を受ける周辺地域の状況を勘案して必要な範囲までの地域とする。</p> <p>イ 調査地点</p> <p>大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>
<p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯</p> <p>大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(4) 調査時期、期間又は時間帯</p> <p>大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 1 大気汚染 】

改正	現行
<p>予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施 (ア) 建設機械の種類・台数、配置、排出係数、大気汚染物質の排出量、施工方法等 (イ) 関係車両等の種類、交通量、運行経路、時間配分、排出係数等</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 大気汚染評価物質を排出する施設の種類、規模・能力、燃料の種類・使用量、配置、稼働時間、排出ガス量・時間変動、大気汚染評価物質の排出濃度・排出量、排出の方法等 (イ) 自動車等の種類、交通量、運行経路、時間配分、排出係数等</p>	<p>予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施 (ア) 建設機械の種類・台数、配置、排出係数、大気汚染物質の排出量、施工方法等 (イ) 関係車両等の種類、交通量、運行経路、時間配分、排出係数等</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 大気汚染評価物質を排出する施設の種類、規模・能力、燃料の種類・消費量、配置、稼働時間、排出ガス量・時間変動、大気汚染評価物質の排出濃度・排出量、排出の方法等 (イ) 自動車等の種類、交通量、運行経路、時間配分、排出係数等</p>
<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する大気汚染評価物質の濃度等を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論計算式による方法 イ 模型実験による方法 ウ 野外拡散実験による方法 エ 事例を引用又は解析する方法 オ その他適切な方法</p>	<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する大気汚染評価物質の濃度等を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論計算式による方法 イ 模型実験による方法 ウ 野外拡散実験による方法 エ 事例を引用又は解析する方法 オ その他適切な方法</p>
<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>	<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>
<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 1 大気汚染 】

改正	現行
<p>施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>	<p>施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>
<p>3 評価の手法 大気汚染評価物質の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 環境基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 大気汚染評価物質の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 環境基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った大気汚染評価物質の濃度等について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で現地調査を行う。 ただし、発生源の排出濃度を測定する場合は、大気汚染防止法、県生活環境保全条例等に定める方法による。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った大気汚染評価物質の濃度等について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で現地調査を行う。 ただし、<u>環境濃度で検証をすることが困難な場合は、発生源の排出濃度とする。</u>発生源の排出濃度を測定する場合は、大気汚染防止法、県生活環境保全条例等に定める方法による。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 2 水質汚濁 】

改 正	現 行
<p>第 2 水質汚濁</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況</p> <p> (ア) 実施区域の過去及び現在の土地利用の状況</p> <p> (イ) 実施区域周辺の土地利用の状況</p> <p>イ 水質汚濁の影響を受ける利水の状況</p> <p> (ア) 水道用水、工業用水、農業用水等の利用の状況</p> <p> (イ) 漁業、レクリエーション等の状況</p> <p>ウ 水質汚濁の発生源の状況</p> <p> 周辺地域の水質汚濁の発生源となる可能性を持つ施設等の状況</p> <p>エ 水質汚濁評価物質等の濃度等の状況</p> <p> 第 1 章別表 1 の水質汚濁の定義欄に定める物質等(以下「水質汚濁評価物質等」という。)の濃度等の状況</p> <p>オ 気象の状況</p> <p> 水質に影響を及ぼす降水量等の気象の状況</p> <p>カ 水象の状況</p> <p> 水質に影響を及ぼす河川、湖沼、地下水等の水象の状況</p> <p>キ 地形、地質及び工作物の状況</p>	<p>第 2 水質汚濁</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況</p> <p> (ア) 実施区域の過去及び現在の土地利用の状況</p> <p> (イ) 実施区域周辺の土地利用の状況</p> <p>イ 水質汚濁の影響を受ける利水の状況</p> <p> (ア) 水道用水、工業用水、農業用水等の利用の状況</p> <p> (イ) 漁業、レクリエーション等の状況</p> <p>ウ 水質汚濁の発生源の状況</p> <p> 周辺地域の水質汚濁の発生源となる可能性を持つ施設等の状況</p> <p>エ 水質汚濁評価物質等の濃度等の状況</p> <p> 水質汚濁の評価細目に定められている物質(以下「水質汚濁評価物質」という。)の濃度等の状況</p> <p>オ 気象の状況</p> <p> 水質に影響を及ぼす降水量等の気象の状況</p> <p>カ 水象の状況</p> <p> 水質に影響を及ぼす河川、湖沼、地下水等の水象の状況</p> <p>キ 地形、地質及び工作物の状況</p>
<p>(2) 調査方法</p> <p> 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p> 調査すべき情報のうち「カ 水象の状況」については、調査地域の河川の流出、流況、湖沼の水位、地下水位の分布等の水象の特性を収集、整理する。調査地域内の観測結果が不足する場合には、現地調査を行う。</p>	<p>(2) 調査方法</p> <p> 既存調査資料又は現地調査によるものとするが、調査すべき情報のうち、カについては次の方法により調査を行う。</p> <p>カ 水象の状況</p> <p> 調査地域の河川の流出、流況、湖沼の水位、地下水位の分布等の水象の特性を収集、整理する。調査地域内の観測結果が不足する場合には、現地調査を行う。</p>
<p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p> <p> 水質汚濁評価物質等の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影</p>	<p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p> <p> 水質汚濁評価物質等の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 2 水質汚濁 】

改 正	現 行
<p>響を受けるおそれがあると認められる地域及びその周辺地域とする。</p> <p>イ 調査地点 水質汚濁評価物質等の移流及び拡散の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>響を受けるおそれがあると認められる地域及びその周辺地域とする。</p> <p>イ 調査地点 水質汚濁評価物質等の移流及び拡散の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>
<p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 水質汚濁評価物質等の移流、拡散、分解等の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 水質汚濁評価物質等の移流、拡散、分解等の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>(ウ) 排出水の処理方法、処理水量、<u>排出水の量</u>、排出の頻度及び水質汚濁評価物質等の濃度等</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 水質汚濁評価物質等を排出する施設の規模等の諸元、用途、配置、使用方法、使用時間等</p> <p>(イ) (ア)の施設において使用する用水の種類、使用量及び用途</p> <p>(ウ) (ア)の施設からの排出水の量、排出の方法、排出の頻度及び水質汚濁評価物質等の濃度等</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>(ウ) 排出水の処理方法、処理水量、<u>排出量</u>、排出の頻度及び水質汚濁評価物質等の排出濃度</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 水質汚濁評価物質等を排出する施設の規模等の諸元、用途、配置、使用方法、使用時間等</p> <p>(イ) (ア)の施設において使用する用水の種類、使用量及び用途</p> <p>(ウ) (ア)の施設からの排出水の量、排出の方法、排出の頻度及び水質汚濁評価物質等の排出濃度等</p>
<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する水質汚濁評価物質等の濃度等を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p>	<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する水質汚濁評価物質等の濃度等を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 2 水質汚濁 】

改 正	現 行
<p>ア 理論的解析による方法 イ 水理模型実験による方法 ウ 類似事例を参考にする方法 エ その他適切な方法</p>	<p>ア 理論的解析による方法 イ 水理模型実験による方法 ウ 類似事例を参考にする方法 エ その他適切な方法</p>
<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>	<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>
<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大になる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>	<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大になる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>
<p>3 評価の手法 水質汚濁評価物質等の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 環境基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 水質汚濁評価物質等の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 環境基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った水質汚濁評価物質等の濃度等について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。 ただし、発生源の水質汚濁評価物質等の濃度を測定する場合は、水質汚濁防止法、県生活環境保全条例等に定める方法による。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った水質汚濁評価物質等の濃度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。 ただし、発生源の排出濃度を測定する場合は、水質汚濁防止法、県生活環境保全条例等に定める方法による。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 2 水質汚濁 】

改 正	現 行
<p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 3 土壌汚染 】

改 正	現 行
<p>第 3 土壌汚染</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の履歴等の状況 土壌汚染の可能性について、実施区域の過去の土地利用の履歴（以下「<u>地歴</u>」という）及び第 1 章別表 1 の土壌汚染の定義欄に定める物質（以下「<u>土壌汚染評価物質</u>」という。）の使用状況及び事業場の設置状況等</p> <p>イ 発生源の状況 土壌汚染評価物質について、製造、保管又は排出を行う可能性のある主要な工場、事業場等の状況</p> <p>ウ 土壌汚染の状況 土壌汚染評価物質の濃度、分布等</p> <p>エ 気象の状況 土壌汚染評価物質の浸透、拡散等に影響を及ぼす降水量及び風向・風速の状況</p> <p>オ 地下水の状況 (ア) 土壌汚染評価物質の環境中への浸透、拡散等により影響を及ぼす地下水の状況 (イ) 土壌汚染の影響が懸念される地下水の利用状況</p> <p>カ 地形及び地質の状況 土壌汚染の解析に必要な地形及び地質の状況</p>	<p>第 3 土壌汚染</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の履歴等の状況 土壌汚染の可能性について、実施区域の過去の土地利用の履歴（以下「<u>地歴</u>」という）及び第 1 章の解析別表 1 の土壌汚染評価物質等の使用状況や事業場の設置状況等</p> <p>イ 発生源の状況 土壌汚染評価物質等について、製造、保管又は排出を行う可能性のある主要な工場、事業場等の状況</p> <p>ウ 土壌汚染の状況 土壌汚染評価物質等のうち、実施事業に係る化学物質の存在状況</p> <p>エ 気象の状況 土壌汚染評価物質等の浸透、拡散等に影響を及ぼす降水量、風向・風速の状況</p> <p>オ 地下水の状況 (ア) 土壌汚染評価物質の環境中への浸透、拡散等により影響を及ぼす地下水の状況 (イ) 土壌汚染の影響が懸念される地下水の利用状況</p> <p>カ 地形及び地質の状況 土壌汚染の解析に必要な地形、地質の状況</p>
<p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p>	<p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p>
<p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 土壌汚染評価物質の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域及びその周辺地域とする。</p> <p>イ 調査地点 土壌汚染評価物質の特性を踏まえて調査地域における土壌汚染等の状況</p>	<p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 土壌汚染評価物質等の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域及びその周辺地域とする。</p> <p>イ 調査地点 土壌汚染評価物質等の特性を踏まえて調査地域における土壌汚染等の状況</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 3 土壌汚染 】

改 正	現 行
<p>を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>
<p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 土壌汚染評価物質の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 土壌汚染評価物質等の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。 ア 工事の実施 (ア) 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法 (イ) 工作物の設置の位置、規模、構造及び施工方法 イ 土地又は工作物の存在及び供用 土壌汚染評価物質を取り扱う施設に係る計画（位置、規模等の緒元、土壌汚染評価物質の用途及び使用方法等）</p>	<p>2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。 ア 工事の実施 (ア) 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法 (イ) 工作物の設置の位置、規模、構造及び施工方法 イ 土地又は工作物の存在及び供用 土壌汚染評価物質等を取り扱う施設に係る計画（位置、規模等の緒元、土壌汚染評価物質等の用途、使用方法等）</p>
<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により<u>変化する</u>土壌汚染評価物質の状況について予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。 ア 理論的解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他の適切な方法</p>	<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により<u>影響を受ける</u>土壌汚染評価物質等の状況について予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。 ア 理論的解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他の適切な方法</p>
<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>	<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 3 土壌汚染 】

改 正	現 行
<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>	<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>
<p>3 評価の手法</p> <p>土壌への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p> <p>環境基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法</p> <p>土壌への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p> <p>環境基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った土壌汚染評価物質の状況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った土壌汚染評価物質等の状況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 4 騒音・低周波音 】

改 正	現 行
<p>第 4 騒音・低周波音</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 地形及び工作物の状況 騒音及び低周波音の伝搬に影響を及ぼす地形、地表面、工作物の位置及び規模等の状況</p> <p>イ 土地利用の状況 静穏の保持を要する施設等の分布状況、用途地域の指定状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用の状況を含む。）</p> <p>ウ 騒音及び低周波音の発生源の状況 工場、事業場、道路、鉄道、飛行場等の主要な騒音及び低周波音の発生源の分布状況及び発生状況</p> <p>エ 騒音レベル及び低周波音の音圧レベルの状況 総合騒音の騒音レベルの状況、工場、事業場、道路、鉄道、航空機等の特定騒音の騒音レベルの状況及び低周波音の音圧レベルの状況</p>	<p>第 4 騒音・低周波音</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 地形及び工作物の状況 騒音及び低周波音の伝搬に影響を及ぼす地形、地表面、工作物の位置及び規模等の状況</p> <p>イ 土地利用の状況 静穏の保持を要する施設等の分布状況、用途地域の指定状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用の状況を含む。）</p> <p>ウ 騒音及び低周波音の発生源の状況 工場、事業場、道路、鉄道、飛行場等の主要な騒音及び低周波音の、発生源の分布状況及び発生状況</p> <p>エ 騒音レベル及び低周波音の音圧レベルの状況 総合騒音の騒音レベルの状況、工場、事業場、道路、鉄道、航空機等の特定騒音の騒音レベルの状況及び低周波音の音圧レベルの状況</p>
<p>(2) 調査方法</p> <p><u>既存資料調査又は現地調査によるものとする。</u> <u>調査すべき情報のうち「エ 騒音レベル及び低周波音の音圧レベルの状況」については、原則として現地調査を行うと共に、騒音の測定方法は、環境基準その他の国の告示若しくは通達に定める測定方法、日本工業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。</u></p>	<p>(2) 調査方法</p> <p><u>既存資料調査又は現地調査によるものとするが、調査すべき情報のうちエについては次の方法により調査を行う。</u> <u>エ 騒音レベル及び低周波音の音圧レベルの状況</u> <u>原則として現地調査を行う。</u> <u>騒音の測定方法は、環境基準その他の国の告示若しくは通達に定める測定方法、日本工業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。</u></p>
<p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 騒音又は低周波音の伝搬の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。ただし、発生源の状況については、影響を受ける周辺地域の状況を勘案して必要な範囲までの地域とする。</p> <p>イ 調査地点 騒音又は低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における影響を予測</p>	<p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 騒音又は低周波音の伝搬の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。ただし、発生源の状況については、影響を受ける周辺地域の状況を勘案して必要な範囲までの地域とする。</p> <p>イ 調査地点 騒音又は低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における影響を予測</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第4 騒音・低周波音 】

改正	現行
し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。	し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
(4) 調査の時期、期間又は時間帯 騒音又は低周波音の伝搬の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。	(4) 調査時期、期間又は時間帯 騒音又は低周波音の伝搬の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 建設機械の種類、台数、配置、騒音・低周波音の特性、施工方法等</p> <p>(イ) 自動車の種類、交通量、騒音・低周波音の特性、運行経路、時間配分等</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 騒音及び低周波音を発生する施設を設置する工作物の用途、位置、規模、構造等</p> <p>(イ) 騒音及び低周波音を発生する施設の種類の種類、能力、用途、配置、使用時間、騒音・低周波音の特性等</p> <p>(ウ) 道路、鉄道、軌道、モノレール等の用に供する施設の位置、規模、構造、供用方法等</p> <p>(I) 自動車の走行、鉄道等の運行、航空機の運航等の種類、数、騒音・低周波音の特性、運行経路、時間配分等</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 建設機械の種類、台数、配置、騒音・低周波音の特性、施工方法等</p> <p>(イ) 自動車の種類、交通量、騒音・低周波音の特性、運行経路、時間配分等</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 騒音及び低周波音を発生する施設を設置する工作物の用途、位置、規模、構造等</p> <p>(イ) 騒音及び低周波音を発生する施設の種類の種類、能力、用途、配置、使用時間、騒音・低周波音の特性等</p> <p>(ウ) 道路、鉄道、軌道、モノレール等の用に供する施設の位置、規模、構造、供用方法等</p> <p>(I) 自動車の走行、鉄道等の運行、航空機の運航等の種類、数、騒音・低周波音の特性、運行経路、時間配分等</p>
<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する騒音レベル及び低周波音の音圧レベルを予測する。また方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>なお、予測地域内の予測の結果は、コンタ図等で表現すること。</p> <p>ア 伝搬理論式による方法</p> <p>イ 模型実験による方法</p>	<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する騒音レベル及び低周波音の音圧レベルを予測する。また方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>なお、予測地域内の予測の結果は、コンタ図等で表現すること。</p> <p>ア 伝搬理論式による方法</p> <p>イ 模型実験による方法</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 4 騒音・低周波音 】

改 正	現 行
<p>ウ 類似事例を参考にする方法 エ その他適切な方法</p>	<p>ウ 類似事例を参考にする方法 エ その他適切な方法</p>
<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>	<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>
<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>	<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>
<p>3 評価の手法 騒音及び低周波音の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 環境基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 騒音及び低周波音の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 規制基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った騒音について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。 (2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った騒音について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。 (2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 4 騒音・低周波音 】

改 正	現 行
<p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 5 振動 】

改 正	現 行
<p>第 5 振動</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 地形及び地質の状況 振動の伝搬に影響を及ぼす地形及び地質の状況</p> <p>イ 土地利用の状況 静穏の保持を要する施設等の分布状況、用途地域の指定状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用の状況を含む。）</p> <p>ウ 振動の発生源の状況 工場、事業場、道路、鉄道等の主要な振動の発生源の分布状況及び振動の発生状況</p> <p>エ 振動レベルの状況 環境振動の振動レベルの状況及び工場、事業場、道路、鉄道等の特定振動の振動レベルの状況</p>	<p>第 5 振動</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 地形及び地質の状況 振動の伝搬に影響を及ぼす地形及び地質の状況</p> <p>イ 土地利用の状況 静穏の保持を要する施設等の分布状況、用途地域の指定状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用の状況を含む。）</p> <p>ウ 振動の発生源の状況 工場、事業場、道路、鉄道等の主要な振動の発生源の分布状況及び振動の発生状況</p> <p>エ 振動レベルの状況 環境振動の振動レベルの状況及び工場、事業場、道路、鉄道等の特定振動の振動レベルの状況</p>
<p>(2) 調査方法</p> <p><u>既存資料調査又は現地調査によるものとする。</u></p> <p><u>調査すべき情報のうち「エ 振動レベルの状況」については、原則として現地調査を行うと共に、振動の測定方法は、振動規制法施行規則、国の告示若しくは通達に定める測定方法、日本工業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。</u></p>	<p>(2) 調査方法</p> <p><u>既存資料調査又は現地調査によるものとするが、調査すべき情報のうちエについては次の方法により調査を行う。</u></p> <p><u>エ 振動レベルの状況</u></p> <p><u>原則として現地調査を行う。</u></p> <p><u>振動の測定方法は、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号) 国の告示若しくは通達に定める測定方法、日本工業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。</u></p>
<p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。ただし、発生源の状況については、影響を受ける周辺地域の状況を勘案して必要な範囲までの地域とする。</p> <p>イ 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価</p>	<p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。ただし、発生源の状況については、影響を受ける周辺地域の状況を勘案して必要な範囲までの地域とする。</p> <p>イ 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第5 振動 】

改 正	現 行
<p>するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>
<p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 振動の伝搬の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 振動の伝搬の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。 ア 工事の実施 (ア) 建設機械の種類、台数、配置、振動の特性、施工方法等 (イ) 自動車の種類、交通量、振動の特性、運行経路、時間配分等 イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 振動を発生する施設を設置する工作物の用途、位置、規模、構造等 (イ) 振動を発生する施設の種類、能力、用途、配置、使用時間、振動の特性等 (ウ) 道路、鉄道、軌道、モノレール等の用に供する施設の位置、規模、構造、供用方法等 (エ) 自動車の走行、鉄道等の運行、航空機の運航等の種類、数、振動の特性、運行経路、時間配分等</p>	<p>2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。 ア 工事の実施 (ア) 建設機械の種類、台数、配置、振動の特性、施工方法等 (イ) 自動車の種類、交通量、振動の特性、運行経路、時間配分等 イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 振動を発生する施設を設置する工作物の用途、位置、規模、構造等 (イ) 振動を発生する施設の種類、能力、用途、配置、使用時間、振動の特性等 (ウ) 道路、鉄道、軌道、モノレール等の用に供する施設の位置、規模、構造、供用方法等 (エ) 自動車の走行、鉄道等の運行、航空機の運航等の種類、数、振動の特性、運行経路、時間配分等</p>
<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する振動レベルを予測する。また方法の選定理由を明らかにする。 なお、予測地域内の予測の結果は、コンタ図等で表現すること。 ア 伝搬理論式による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p>	<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する振動レベルを予測する。また方法の選定理由を明らかにする。 なお、予測地域内の予測の結果は、コンタ図等で表現すること。 ア 伝搬理論式による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p>
<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域</p>	<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 5 振動 】

改 正	現 行
<p>調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>	<p>調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>
<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>	<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>
<p>3 評価の手法</p> <p>振動の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p> <p>規制基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法</p> <p>振動の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p> <p>規制基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った振動について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った振動について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 6 地盤沈下 】

改 正	現 行
<p>第 6 地盤沈下</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況 地盤沈下の発生により影響を受ける土地利用及び施設等（将来の土地利用を含む）の状況</p> <p>イ 地下水の利水の状況 工業用水、上水道水、農業用水等の地下水利用の状況</p> <p>ウ 地下構造物の状況（将来も含む対象事業以外のもの） 地下水の流動を阻害する地下街、地下トンネル等の地下構造物の状況</p> <p>エ 地盤沈下の状況 地盤沈下の範囲、沈下量等の状況</p> <p>オ 降水量の状況 地下水位に影響する降水の状況</p> <p>カ 水象の状況</p> <p>（ア）河川の状況 河川の位置、形状・構造、水位等の状況</p> <p>（イ）地下水の状況 地下水の水位、被圧及び不圧の状況及び流動機構等の状況</p> <p>（ウ）湧水の状況 湧水の位置、湧水量等の状況</p> <p>キ 地形及び地質の状況</p> <p>（ア）微地形、地形分類、地形の形成過程、断層等の状況</p> <p>（イ）表層地質及び地下における地質・帯水層・加圧層の分布及び地質構造の状況</p> <p>（ウ）軟弱地盤の分布及びその土質等の地盤の状況</p>	<p>第 6 地盤沈下</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況 地盤沈下の発生により影響を受ける土地利用及び施設等（将来の土地利用を含む）の状況</p> <p>イ 地下水の利水の状況 工業用水、上水道水、農業用水等の地下水利用の状況</p> <p>ウ 地下構造物の状況（将来も含む対象事業以外のもの） 地下水の流動を阻害する地下街、地下トンネル等の地下構造物の状況</p> <p>エ 地盤沈下の状況 地盤沈下の範囲、沈下量等の状況</p> <p>オ 降水量の状況 地下水位に影響する降水の状況</p> <p>カ 水象の状況</p> <p>（ア）河川の状況 河川の位置、形状・構造、水位等の状況</p> <p>（イ）地下水の状況 地下水の水位、被圧及び不圧の状況、流動機構等の状況</p> <p>（ウ）湧水の状況 湧水の位置、湧水量等の状況</p> <p>キ 地形及び地質の状況</p> <p>（ア）微地形、地形分類、地形の形成過程、断層等の状況</p> <p>（イ）表層地質及び地下における地質・帯水層・加圧層の分布及び地質構造の状況</p> <p>（ウ）軟弱地盤の分布並びにその土質等の地盤の状況</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 6 地盤沈下 】

改 正	現 行
<p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。 <u>調査すべき情報のうち、「工 地盤沈下の状況」については、地盤沈下等量線図等の最新の観測結果から情報の収集及び分析することとするが、必要に応じ地盤沈下の現地観測調査を行う。</u></p> <p>(3) 調査地域及び地点 ア 調査地域 地盤沈下発生機構の特性を踏まえて対象事業により地盤沈下が生ずるおそれがあると認められる地域及びその周辺地域とする。 イ 調査地点 地盤沈下発生機構の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 地盤沈下発生機構の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間及び時間帯とする。</p>	<p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとするが、調査すべき情報のうち、<u>工については、次の方法により調査を行う。</u> <u>工 地盤沈下の状況</u> <u>地盤沈下等量線図等の最新の観測結果から情報の収集及び分析することとするが、必要に応じ地盤沈下の現地観測調査を行う。</u></p> <p>(3) 調査地域及び地点 ア 調査地域 地盤沈下発生機構の特性を踏まえて対象事業より地盤沈下が生ずるおそれがあると認められる地域及びその周辺地域とする。 イ 調査地点 地盤沈下発生機構の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 地盤沈下発生機構の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間及び時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。 ア 工事の実施 (ア) 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法 (イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法 (ウ) 排水路の位置、規模、構造及び施工方法 イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 土地の形状の変更行為後の状態 (イ) 工作物の位置、規模及び構造</p>	<p>2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。 ア 工事の実施 (ア) 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法 (イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法 (ウ) 排水路の位置、規模、構造及び施工方法 イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 土地の形状の変更行為後の状態 (イ) 工作物の位置、規模及び構造</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 6 地盤沈下 】

改 正	現 行
<p>(ウ) 排水路の位置、規模、構造及び排水量 (I) 揚水施設の位置、規模、構造及び揚水量</p> <p>(2) 予測手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により生じる地下水位の低下による地盤沈下の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。 ア 理論的解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>	<p>(ウ) 排水路の位置、規模、構造及び排水量 (I) 揚水施設の位置、規模、構造及び揚水量</p> <p>(2) 予測手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により生じる地下水位の低下による地盤沈下の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。 ア 理論的解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>
<p>3 評価の手法 地盤沈下による影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 規制等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 地盤沈下による影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 規制等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第 6 地盤沈下 】

改 正	現 行
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った地盤沈下の状況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った地盤沈下の状況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第7 悪臭 】

改正	現行
<p>第7 悪臭</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 悪臭の発生源の状況 工場、事業場、廃棄物処理施設等の主要な悪臭の発生源の分布状況</p> <p>イ 悪臭物質の濃度等の状況 大気中における悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第2条第1項に規定する特定悪臭物質の濃度及び臭気指数(又は臭気濃度)(以下「悪臭物質の濃度等」という。)の状況</p> <p>ウ 地形及び工作物の状況 悪臭物質の移流、拡散等に影響を及ぼす起伏、傾斜等の地形及び工作物の位置、規模等</p> <p>エ 気象の状況 悪臭物質の移流、拡散等に影響を及ぼす風向、風速、気温、日照、日射量、放射収支量又は雲量</p>	<p>第7 悪臭</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 悪臭の発生源の状況 工場、事業場、廃棄物処理施設等の主要な悪臭の発生源の分布状況</p> <p>イ 悪臭物質の濃度等の状況 大気中における特定悪臭物質の濃度及び臭気指数(又は臭気濃度)(以下「悪臭物質の濃度等」という。)の状況</p> <p>ウ 地形及び工作物の状況 悪臭物質の移流、拡散等に影響を及ぼす起伏、傾斜等の地形及び工作物の位置、規模等</p> <p>エ 気象の状況 悪臭物質の移流、拡散等に影響を及ぼす風向、風速、気温、日照、日射量、放射収支量又は雲量</p>
<p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。 調査すべき情報のうち「イ 悪臭物質の濃度等の状況」については、原則として現地調査を行う。現地調査は、国の告示若しくは通達に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。 「エ 気象の状況」については、原則として既存資料(地上気象観測結果等)により調査を行う。実施区域周辺の特殊な気象の状況を把握する必要がある場合には現地調査を行う。現地調査を行う場合は、法令等に定める方法又はこれらに準ずる方法による。</p>	<p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとするが、調査すべき情報のうちイ及びエについては次の方法により調査を行う。</p> <p>イ 悪臭物質の濃度等の状況 原則として現地調査を行う。 現地調査は、国の告示若しくは通達に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。</p> <p>エ 気象の状況 原則として、既存資料(地上気象観測結果等)により調査を行う。 調査地域内の観測結果が不足する場合には、当該地域に隣接する地域内の適切な地点の測定結果を用いても差し支えないが、この場合にあっては、併せて調査地域内で現地調査を行うなどにより適切に情報を把握する。 この他、実施区域周辺の特殊な気象の状況を把握する必要がある場合には現地調査を行う。 現地調査を行う場合は、「地上気象観測指針」(平成14年4月気象庁)「高</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 7 悪臭 】

改 正	現 行
	<p>層気象観測指針」(平成 7 年 3 月気象庁)に定める方法又はこれらに準ずる方法による。</p>
<p>(3) 調査地域及び地点 ア 調査地域 悪臭物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。ただし、発生源の状況については、影響を受ける周辺地域の状況を勘案して必要な範囲までの地域とする。 イ 調査地点 悪臭物質の移流及び拡散の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>(3) 調査地域及び地点 ア 調査地域 悪臭物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。ただし、発生源の状況については、影響を受ける周辺地域の状況を勘案して必要な範囲までの地域とする。 イ 調査地点 悪臭物質の移流及び拡散の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>
<p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 悪臭物質の移流及び拡散の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 悪臭物質の移流及び拡散の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。 ア 工事の実施 廃棄物の種類、処分量、処分方法、管理方法等 イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 悪臭を発生させる施設の種類、規模・能力、燃料の種類・使用量、配置、稼働時間、排出ガスの量・時間変動、悪臭物質の濃度等・排出量、排出の方法等 (イ) 悪臭を発生させる作業において使用する原材料の種類、使用方法、使用量等</p>	<p>2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。 ア 工事の実施 (ア) 廃棄物の種類、処分量、処分方法、管理方法等 イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 悪臭を発生させる施設の種類、規模・能力、燃料の種類・消費量、配置、稼働時間、排出ガスの量・時間変動、悪臭物質の排出濃度・排出量、排出の方法等 (イ) 悪臭を発生させる作業において使用する原材料の種類、使用方法、使用量等</p>
<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する悪</p>	<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する悪</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 7 悪臭 】

改 正	現 行
<p>臭物質の濃度等を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論計算式による方法</p> <p>イ 事例を引用又は解析する方法</p> <p>ウ その他適切な方法</p>	<p>臭物の濃度等を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論計算式による方法</p> <p>イ 事例を引用又は解析する方法</p> <p>ウ その他適切な方法</p>
<p>(3) 予測地域及び地点</p> <p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>	<p>(3) 予測地域及び地点</p> <p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>
<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>	<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>
<p>3 評価の手法</p> <p>悪臭の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p> <p>規制基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法</p> <p>悪臭物質の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p> <p>規制基準等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法</p> <p>予測を行った悪臭物質の濃度等について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で現地調査を行う。ただし、発生源の悪臭物質の濃度等を測定する場合は、悪臭防止法等に定める方法による。</p> <p>(2) 調査地域及び地点</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法</p> <p>予測を行った悪臭物質の濃度等について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で現地調査を行う。ただし、発生源の排出濃度を測定する場合は、悪臭防止法等に定める方法による。</p> <p>(2) 調査地域及び地点</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 7 悪臭 】

改 正	現 行
<p>原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 8 廃棄物・発生土（1 廃棄物） 】

改 正	現 行
<p>第 8 廃棄物・発生土（1 廃棄物）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 再使用・再生利用の状況 廃棄物の再使用・再生利用及びその活用の状況</p> <p>イ 廃棄物の中間処理の状況 廃棄物の減量化、安定化等中間処理の状況</p> <p>ウ 最終処分の状況 廃棄物の最終処分の状況</p>	<p>第 8 廃棄物・発生土（1 廃棄物）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 廃棄物の中間処理の状況 廃棄物の減量化、安定化及び資源化等中間処理の状況</p> <p>イ リサイクル等の状況 アで資源化したものの活用の状況</p> <p>ウ 最終処分の状況 アで処理された廃棄物の最終処分の状況</p>
<p>(2) 調査方法 既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。</p>	<p>(2) 調査方法 既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。</p>
<p>(3) 調査地域及び地点 事業特性に応じ設定する。</p>	<p>(3) 調査地域及び地点 事業特性に応じ設定する。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施 ア) 工事の種類と排出する廃棄物の種類、量、再使用・再生利用の方法及び処理・処分の方法 (1) 排出抑制の状況</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 ア) 事業の内容と排出する廃棄物の種類、量、再使用・再生利用の方法及び処理・処分の方法 (1) 排出抑制の状況</p> <p>(2) 予測方法 廃棄物の排出量及び再使用・再生利用の量について、事業計画及び類似事</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施 工事の種類と発生する廃棄物の種類、量及び処理・処分の方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 事業の内容と発生する廃棄物の種類、量及び処理・処分の方法</p> <p>(2) 予測方法 廃棄物の発生量、リサイクル量、最終処分量等について、類似事例を参考</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 8 廃棄物・発生土（1 廃棄物） 】

改 正	現 行
<p>例を参考に推計する方法により予測する。</p> <p>(3) 予測地域 予測地域は、調査地域に準じた地域とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 着手から竣工までの期間とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び廃棄物の排出が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>	<p>にする方法等により予測する。</p> <p>(3) 予測地域 予測地域は、調査地域に準じた地域とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 着手から竣工までの期間とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働等が定常的な状態及び廃棄物の発生が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>
<p>3 評価の手法 廃棄物の排出が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているかについて評価を行い、その上で環境への負荷の低減に配慮しつつできる限り再使用・再生利用により循環的な利用がされているかについて、原則として、再使用・再生利用する割合の数値目標の設定を行って評価を行う。 国、県及び市町村の計画等により数値目標等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 廃棄物の発生が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているかについて評価を行い、その上でできる限りリサイクル等の活用がされているか、リサイクル等された割合の数値化をできる場合は数値目標の設定を行って評価を行う。 廃棄物の県、市町村の廃棄物処理計画等に数値目標等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 廃棄物の排出量、再使用・再生利用された割合について事業実績から調査を行う。 (2) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。 (3) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 廃棄物の発生量とリサイクル量、割合について事業実績から調査を行う。 (2) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。 (3) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 8 廃棄物・発生土（2 発生土） 】

改 正	現 行
<p>第 8 廃棄物・発生土（2 発生土）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 発生土の処分状況 発生土の最終処分場の状況</p> <p>イ <u>発生土の利用先（ストックヤードを含む。）の状況</u></p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点 事業特性に応じ設定する。</p>	<p>第 8 廃棄物・発生土（2 発生土）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 発生土の処分状況 発生土の処分施設の状況</p> <p>イ <u>リサイクル等の状況</u> <u>発生土の工事間利用、再資源化等活用の状況</u></p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点 事業特性に応じ設定する。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>工事の実施</p> <p>ア 工事の実施区域の土質の状況</p> <p>イ 工事の施工方法</p> <p>ウ <u>場外排出抑制の状況</u></p> <p>(2) 予測方法 発生土の搬出量及び利用量について、<u>事業計画及び類似事例を参考に推計</u>する方法等により予測する。</p> <p>(3) 予測地域 予測地域は、調査地域に準じた地域とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 着手から竣工までの期間とする。</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 工事の実施区域の土質の状況</p> <p>(イ) 工事の施工方法</p> <p>(2) 予測方法 発生土の搬出量と<u>リサイクル等の量</u>について、類似事例を参考にする方法等により予測する。</p> <p>(3) 予測地域 予測地域は、調査地域に準じた地域とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 着手から竣工までの期間とする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第8 廃棄物・発生土（2 発生土） 】

改正	現行
<p>3 評価の手法 発生土の搬出が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて評価を行い、その上でできる限り発生土の利用がされているかについて、原則として、利用する割合の数値目標の設定を行って評価を行う。 発生土の国、県及び市町村の計画等により数値目標等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 発生土の搬出が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて評価を行い、その上でできる限り発生土のリサイクル等の活用がされているか、リサイクル等された割合の数値化をできる場合は数値目標の設定を行って評価を行う。 発生土の国、自治体等の処理計画、要項等に数値目標等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 発生土の搬出量及び利用量について事業実績から調査を行う。 (2) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。 (3) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 発生土の搬出量とリサイクル等の量について事業実績から調査を行う。 (2) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。 (3) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 9 電波障害 】

改 正	現 行
<p>第 9 電波障害</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況 テレビジョン放送の受信の影響を受けるおそれのある住宅等の分布状況</p> <p>イ 地形及び工作物等の状況 テレビジョン放送の受信に影響を及ぼす地形、建築物等の工作物の位置、規模、構造等の状況及び鉄道、航空機等の運行状況</p> <p>ウ テレビジョン放送の受信状況 周辺地域における受信可能なテレビジョン放送の種類、共同受信施設、ケーブルテレビジョンによる再送信の利用等の状況</p> <p>エ テレビジョン放送電波の状況</p> <p>(ア) 放送局の送信機出力及び放送周波数並びに空中線の位置及び高さ</p> <p>(イ) 希望波の電界強度、受信画質等</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 テレビジョン電波障害の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点 テレビジョン電波障害の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>第 9 電波障害</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 地形及び地質の状況 テレビジョン放送の受信の影響を受けるおそれのある住宅等の分布状況</p> <p>イ 地形及び工作物等の状況 テレビジョン放送の受信に影響を及ぼす地形、建築物等の工作物の位置、規模、構造等の状況及び鉄道、航空機等の運行状況</p> <p>ウ テレビジョン放送の受信状況 周辺地域における受信可能なテレビジョン放送の種類、共同受信施設、ケーブルテレビジョンによる再送信の利用等の状況</p> <p>エ テレビジョン放送電波の状況</p> <p>(ア) 放送局の送信機出力、放送周波数並びに空中線の位置及び高さ</p> <p>(イ) 希望波の電界強度、受信画質等</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 テレビジョン電波障害の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点 テレビジョン電波障害の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第9 電波障害 】

改正	現行
<p>ア 工事の実施 (ア) 工作物の設置に係る工事の範囲及び施工方法 (イ) タワークレーン等の大型建設機械の種類、使用時期及び設置期間</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 工作物の位置、規模及び構造 (イ) 鉄道及び航空機の運行状況</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により生じるテレビジョン電波障害の程度及び範囲を予測する。また方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 工作物による電波障害予測計算の理論式による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 <u>工事完了後及び施設の稼働等が定常的な状態で、電波障害の影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</u></p>	<p>ア 工事の実施 (ア) 工作物の設置に係る工事の範囲及び施工方法 (イ) タワークレーン等の大型建設機械の種類、使用時期、設置期間</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 工作物の位置、規模及び構造 (イ) 鉄道、航空機の運行状況</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により発生するテレビジョン電波障害の程度及び範囲を予測する。また方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 工作物による電波障害予測計算の理論式による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 <u>工作物の建設が完了した時点、施設の稼働等が定常的な状態及びテレビジョン電波障害が顕著に発生する影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</u></p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 9 電波障害 】

改 正	現 行
<p>3 評価の手法</p> <p>テレビジョン放送の受信障害が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p> <p>基準、目標等がある場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法</p> <p>テレビジョン放送の受信障害が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p> <p>受信等に関する基準、その他目標等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法</p> <p>予測を行った電波障害の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点</p> <p>原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯</p> <p>事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法</p> <p>事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法</p> <p>予測を行った電波障害の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点</p> <p>原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯</p> <p>事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法</p> <p>事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 10 日照阻害 】

改 正	現 行
<p>第10 日照阻害</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況 日影の影響を受けやすい施設の分布状況等</p> <p>イ 地形及び工作物等の状況 土地の起伏及び傾斜等の地形の状況、対象事業の実施区域周辺の土地に日影を生じさせている工作物の位置、規模、構造等の状況並びに当該工作物の日影の状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。 <u>調査すべき情報のうち「イ 地形及び工作物等の状況」については、既存工作物の日影の状況に係る調査を、日影図又は天空図の作成等の方法により行う。</u></p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 日照阻害の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点 日照阻害の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 日照阻害の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>第 1 0 日照阻害</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況 日影の影響を受けやすい施設の分布状況等</p> <p>イ 地形及び工作物等の状況 土地の起伏及び傾斜等の地形の状況、対象事業の実施区域周辺の土地に日影を生じさせている工作物の位置、規模、構造等の状況並びに当該工作物の日影の状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとするが、<u>調査すべき情報のうちイについては、次の方法により調査を行う。</u></p> <p><u>イ 地形及び工作物等の状況</u> <u>既存工作物の日影の状況についての調査は、日影図又は天空図の作成等の方法により行う。</u></p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 日照阻害の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点 日照阻害の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 日照阻害の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第 10 日照阻害 】

改 正	現 行
<p>予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性のうち、<u>土地又は工作物の存在及び供用に係るものについては、工作物の位置、規模及び構造を整理する。</u></p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により生じる日影の範囲、時刻、時間等の状況を予測する。また方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 予測時期等は、原則として、工作物の建設が完了した時点以後の冬至日とする。</p>	<p>予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次のとおり整理する。</p> <p>ア 土地又は工作物の存在及び供用 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により発生する日影の範囲、時刻、時間等の状況を予測する。また方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 予測時期等は、原則として、工作物の建設が完了した時点以後の冬至日とする。</p>
<p>3 評価の手法 日照阻害の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 規制等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 日照阻害の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 <u>法令及び関係行政機関の指導要綱等の基準、目標等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</u></p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 10 日照障害 】

改 正	現 行
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った日照障害の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った日照障害の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 11 気象 】

改 正	現 行
<p>第11 気象</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況 風向及び風速の影響を受けやすい施設等の状況</p> <p>イ 地形及び工作物の状況 風向及び風速に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等の状況</p> <p>ウ 気象の状況 風向及び風速の状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 風向及び風速の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点 風向及び風速の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 風向及び風速の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>第 1 1 気象</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況 風向及び風速の影響を受けやすい施設等の状況</p> <p>イ 地形及び工作物の状況 風向及び風速に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等の状況</p> <p>ウ 気象の状況 風向及び風速の状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 風向及び風速の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする<u>対象事業により風向及び風速の変化が生ずると想定される地域とする。</u></p> <p>イ 調査地点 風向及び風速の特性を踏まえて調査地域内における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 風向及び風速の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性のうち、<u>土地又は工作物の存在及び供用に係るものについて、次の区分ごとに整理する。</u></p> <p>ア 土地の形状の変更行為後の状態</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 土地又は工作物の存在及び供用</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 11 気象 】

改 正	現 行
<p>Ⅰ 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する風向及び風速の状況並びに範囲を予測する。また方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 風洞実験による方法 イ 数値シミュレーションによる方法 ウ 類似事例を参考にする方法 エ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 予測時期等は、原則として、対象事業の工事が完了した時点とする。</p>	<p>(ア) 土地の形状の変更行為後の状態 (イ) 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する風向及び風速の状況及び範囲を予測する。また方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 風洞実験による方法 イ 数値シミュレーションによる方法 ウ 類似事例を参考にする方法 エ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 予測時期等は、原則として、対象事業の工事が完了した時点とする。</p>
<p>3 評価の手法 風向及び風速の変化による影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 基準、目標等がある場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 風向及び風速の変化による影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 基準、目標等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 11 気象 】

改 正	現 行
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った風向及び風速の変化の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえ、予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った風向及び風速の変化の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえ、予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 12 水象（ 1 河川） 】

改 正	現 行
<p>第12 水象（ 1 河川）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況</p> <p> (ア) 実施区域を含む上流域の土地利用の状況</p> <p> (イ) 河川流量の変化により影響を受けると想定される下流域の土地利用の状況</p> <p>イ 河川の利水の状況</p> <p> 流量等が大きく変化すると想定される河川の利水の状況</p> <p>ウ 降水量の状況</p> <p> 対象事業の実施区域等の降水量の状況</p> <p>エ 河川等の状況</p> <p> 流量等が大きく変化すると想定される河川、都市下水路及び水路（以下「河川等」という。）の位置、流域界及び流域面積、低水位、計画高水位、低水流量（日流出量）、流下能力、構造、勾配、河川計画等の状況</p> <p>オ 地下水の状況</p> <p> 地下水の水位、不圧帯水層、流向、動水勾配等の状況</p> <p>カ 地形及び地質の状況</p> <p> (ア) 地形の傾斜、斜面形状、地形区分の分布等の状況</p> <p> (イ) 表層地質及び地表の被覆の状況</p> <p> (ウ) 流出係数・浸透能等の雨水流出及び浸透に係る定数等の状況</p> <p>(2) 調査方法</p> <p> 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p> <p> 流域の特性を踏まえて対象事業により河川等の流量が変化するおそれがあると認められる地域及びその上流域とする。</p> <p>イ 調査地点</p> <p> 流域の特性を踏まえて調査地域における河川等の流量に係る影響を予測</p>	<p>第 1 2 水象（ 1 河川）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況</p> <p> (ア) 実施区域を含む上流域の土地利用の状況</p> <p> (イ) 河川流量の変化により影響を受けると想定される下流域の土地利用の状況</p> <p>イ 河川の利水の状況</p> <p> 流量等が大きく変化すると想定される河川の利水の状況</p> <p>ウ 降水量の状況</p> <p> 対象事業の実施区域等の降水量の状況</p> <p>エ 河川等の状況</p> <p> 流量等が大きく変化すると想定される河川、都市下水路及び水路（以下「河川等」という。）の位置、流域界及び流域面積、低水位、計画高水位、低水流量（日流出量）、流下能力、構造、勾配、河川計画等の状況</p> <p>オ 地下水の状況</p> <p> 地下水の水位、不圧帯水層、流向、動水勾配等の状況</p> <p>カ 地形及び地質の状況</p> <p> (ア) 地形の傾斜、斜面形状、地形区分の分布等の状況</p> <p> (イ) 表層地質、地表の被覆の状況</p> <p> (ウ) 流出係数等の雨水流出に係る定数等の状況</p> <p>(2) 調査方法</p> <p> 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p> <p> 流域の特性を踏まえて対象事業により河川等の流量が変化するおそれがあると認められる地域及びその上流域とする。</p> <p>イ 調査地点</p> <p> 流域の特性を踏まえて調査地域における河川等の流量に係る影響を予測</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第12 水象（1 河川） 】

改 正	現 行
<p>し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 流域の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 流域の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 土地の形状の変更行為後の状態 (1) 排水施設、浸透施設の位置、規模、構造及び水量</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する河川等の流量への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 土地の形状の変更行為後の状態 (1) 排水路の位置、規模、構造及び排水量</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する河川等の流量への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 12 水象（1 河川） 】

改 正	現 行
<p>ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 工事完了後の影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。 また、供用開始後においては、対象事業の活動が安定した状態で、河川に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 工事完了後の影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。 また、供用開始後においては、対象事業の活動が安定した状態に達し、影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>3 評価の手法 河川等の流量への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 河川等の流量への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った河川等の流量の状況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえ予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った河川等の流量の状況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえ予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 12 水象（2 地下水） 】

改 正	現 行
<p>第12 水象（2 地下水）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況 雨水等の地下浸透に影響する土地利用の状況</p> <p>イ 地下水及び湧水の利水の状況 地下水を利用する井戸、湧水池等の施設の状況</p> <p>ウ 地下構造物の状況（将来の状況も含む対象事業以外のもの） 地下水の流動を阻害する地下街、地下トンネル等の地下構造物の状況</p> <p>エ 降水量等の状況 地下水の涵養源である降水等の状況</p> <p>オ 河川の状況 地下水を涵養又は地下水が流出する河川の状況</p> <p>カ 地下水及び湧水の状況 地下水の流動、水位、湧水の位置、湧水量等の状況</p> <p>キ 地形及び地質の状況</p> <p>(ア) 地形の傾斜、斜面形状、地形分類、地形の形成過程（旧地形）等の状況</p> <p>(イ) 表層地質、地表の被覆及び地層構造の状況</p> <p>(ウ) 透水係数・浸透能等の地下水の流動及び涵養に係る水理特性の定数等の状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。 <u>調査すべき情報のうち、「カ 地下水及び湧水の状況」については、原則として現地調査によるものとし、併せて最新の既存資料から調査地域の状況を整理する。</u></p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 地下水位及び湧水量の特性を踏まえて対象事業により地下水の水位及び</p>	<p>第12 水象（2 地下水）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況 雨水等の地下浸透に影響する土地利用の状況</p> <p>イ 地下水及び湧水の利水の状況 地下水を利用する井戸、湧水池等の施設の状況</p> <p>ウ 地下構造物の状況（将来の状況も含む対象事業以外のもの） 地下水の流動を阻害する地下街、地下トンネル等の地下構造物の状況</p> <p>エ 降水量等の状況 地下水の涵養源である降水等の状況</p> <p>オ 河川の状況 地下水を涵養又は地下水が流出する河川の状況</p> <p>カ 地下水の状況 地下水の流動、水位等の地下水の存在状況</p> <p>キ 地形及び地質の状況</p> <p>(ア) 地形の傾斜、斜面形状、地形分類、地形の形成過程（旧地形）等の状況</p> <p>(イ) 表層地質、地表の被覆及び地層構造の状況</p> <p>(ウ) 透水係数・浸透能等の地下水の流動及び涵養に係る水理特性の定数等の状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとするが、<u>調査すべき情報のうちカ</u> <u>については次の方法により調査を行う。</u></p> <p>カ 地下水の状況 実施区域については原則として現地調査によるものとし、併せて最新の 既存資料から調査地域の状況を整理する。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 地下水位及び湧水量の特性を踏まえて対象事業により地下水の水位及び</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第12 水象（2 地下水） 】

改 正	現 行
<p>湧水の流量が変化するおそれがあると認められる地域<u>並びに</u>その周辺地域とする。</p> <p>イ 調査地点 地下水位及び湧水量の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価する<u>ために</u>必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 地下水位及び湧水量の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>湧水の流量が変化するおそれがあると認められる地域<u>及び</u>その周辺地域とする。</p> <p>イ 調査地点 地下水位及び湧水量の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 地下水位及び湧水量の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>(ウ) 排水路の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後の状態</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(ウ) 排水路の位置、規模、構造及び排水量</p> <p>(エ) 揚水施設の位置、規模、構造及び揚水量</p> <p>(オ) 地下水涵養施設及び地下水流動保全工の位置、規模、構造等</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する地下水の水位の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法</p> <p>イ 類似事例を参考にする方法</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>(ウ) 排水路の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後の状態</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(ウ) 排水路の位置、規模、構造及び排水量</p> <p>(エ) 揚水施設の位置、規模、構造及び揚水量</p> <p>(オ) 地下水涵養施設及び地下水流動保全工の位置、規模<u>及び</u>構造等</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する地下水の水位の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法</p> <p>イ 類似事例を参考にする方法</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 12 水象（ 2 地下水 ） 】

改 正	現 行
<p>ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点</p> <p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 工事完了後及び施設の稼働が定常的な状態で地下水に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点</p> <p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 工事完了後及び施設の稼働が定常の状態<u>で地下水の水位の変化の程度が</u>的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>3 評価の手法</p> <p>地下水の水位への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法</p> <p>地下水の水位への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った地下水の水位及び湧水の湧出量の状況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った地下水の水位及び湧水の湧出量の状況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 12 水象（ 2 地下水） 】

改 正	現 行
<p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 12 水象（3 海域） 】

改 正	現 行
<p>第12 水象（3 海域）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 利用等の状況 流況の変化に影響を受ける漁業、海上交通、レクリエーション、海岸の計画、港湾計画等の状況</p> <p>イ 水質の状況 流況の素因となる成層における水温、塩分濃度等の状況</p> <p>ウ 気象の状況 流況の素因となる気温、風向及び風速の状況</p> <p>エ 流況 波浪、潮汐、潮流・海流（流向、流速、周期、海流の変動特性等）等の状況</p> <p>オ 流出量の状況 流況に影響を及ぼしている河川からの海域への流出量及び湾内外の流出量の状況</p> <p>カ 地形の状況 流況の素因となる海岸及び海底の地形の状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。 <u>調査すべき情報のうち、「オ 流出量の状況」については、原則として、年間の季節変動等が把握できる1年間以上にわたる調査結果を収集及び解析する。</u></p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 海域の特性を踏まえて対象事業により流況が変化するおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点</p>	<p>第12 水象（3 海域）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 利用等の状況 流況の変化に影響を受ける漁業、海上交通、レクリエーション、海岸の計画、港湾計画等の状況</p> <p>イ 水質の状況 流況の素因となる成層における水温、塩分濃度等の状況</p> <p>ウ 気象の状況 流況の素因となる気温、風向及び風速の状況</p> <p>エ 流況 波浪、潮汐、潮流・海流（流向、流速、周期、海流の変動特性等）等の状況</p> <p>オ 流出量の状況 流況に影響を及ぼしている河川からの海域への流出量及び湾内外の流出量の状況</p> <p>カ 地形の状況 流況の素因となる海岸及び海底の地形の状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとするが、<u>調査すべき情報のうちオ</u> <u>については、このほか次の方法により調査を行う。</u></p> <p><u>オ 流出量の状況</u> <u>原則として、年間の季節変動等が把握できる1年間以上にわたる調査結果を収集及び解析する。</u></p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 海域の特性を踏まえて対象事業により流況が変化するおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第 12 水象（3 海域） 】

改 正	現 行
<p>海域の特性を踏まえて調査地域における流況に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 海域の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>海域の特性を踏まえて調査地域における流況に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 海域の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する海域の流況への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法</p> <p>イ 模型実験に基づく方法</p> <p>ウ 類似事例を参考にする方法</p> <p>エ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点</p> <p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する海域の流況への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法</p> <p>イ 模型実験に基づく方法</p> <p>ウ 類似事例を参考にする方法</p> <p>エ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点</p> <p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 12 水象（3 海域） 】

改 正	現 行
<p>予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 工事完了後の影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 また、施設の稼働が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>	<p>予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 工事完了後の影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 また、施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>
<p>3 評価の手法 海域の流況への影響が、実行可能な範囲内で行える限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 海域の流況への影響が、実行可能な範囲内で行える限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った海域の流況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った海域の流況について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 13 地象（ 1 傾斜地） 】

改 正	現 行
<p>第13 地象（ 1 傾斜地）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況 傾斜地の崩壊により影響を受ける地域の住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況（将来の土地利用も含む）</p> <p>イ 傾斜地の崩壊が危惧される土地の分布及び崩壊防止対策等の状況 <u>(ア) 既に傾斜地の崩壊に係る危険性が認知・危惧されている土地の分布</u> <u>(イ) 当該傾斜地の崩壊防止対策等の状況</u></p> <p>ウ 降水量の状況 当該地域の降雨特性の把握に必要な対象事業の実施区域等の降水量の状況</p> <p>エ 地下水及び湧水の状況 傾斜地の安定性に影響を及ぼす地下水の水位及び湧水の位置、湧水量等の状況</p> <p>オ 地形及び地質の状況</p> <p><u>(ア) 地形の状況</u> 地形分布、地形の走向・傾斜、斜面形状、地すべり発生の危険箇所、大規模な断層及び過去に斜面の崩壊があった箇所等の状況</p> <p><u>(イ) 地質の状況</u> <u>a 地質の種類及び分布並びに軟弱層等の分布</u> <u>b 粘着力、内部摩擦角、単位体積重量等の斜面を構成する地質の物理的性質の状況</u></p> <p>カ 植物の生育状況 傾斜地の安定性に影響を及ぼす植物の生育状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p>	<p>第 13 地象（ 1 傾斜地）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 土地利用の状況 傾斜地の崩壊により影響を受ける地域の住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況（将来の土地利用も含む）</p> <p>イ 傾斜地の崩壊が危惧される土地の分布及び崩壊防止対策等の状況 既に傾斜地の崩壊に係る危険性が認知・危惧されている土地の分布 当該傾斜地の崩壊防止対策等の状況</p> <p>ウ 降水量の状況 当該地域の降雨特性の把握に必要な対象事業の実施区域等の降水量の状況</p> <p>エ 地下水及び湧水の状況 傾斜地の安定性に影響を与える地下水の水位及び湧水の分布、規模等の状況</p> <p>オ 地形及び地質の状況</p> <p>(ア) 地形の状況 地形分布、地形の走向・傾斜、斜面形状、地すべり発生の危険箇所、大規模な断層及び過去に斜面の崩壊があった箇所等の状況</p> <p>(イ) 地質の状況 地質の種類及び分布並びに軟弱層等の分布 粘着力、内部摩擦角、単位体積重量等の斜面を構成する地質の物理的性質の状況</p> <p>カ 植物の生育状況 傾斜地の安定性に影響を及ぼす植物の生育状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第13 地象（1 傾斜地） 】

改正	現行
<p>地形及び地質や土地利用などの特性を踏まえて対象事業により傾斜地の崩壊が起こるおそれがあると認められる地域及び傾斜地の崩壊が影響を及ぼすおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点 地形及び地質、土地利用などの特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 地形及び地質、土地利用などの特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>地形及び地質や土地利用などの特性を踏まえて対象事業により傾斜地の崩壊が起こるおそれがあると認められる地域及び傾斜地の崩壊が影響を及ぼすおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点 地形及び地質や土地利用などの特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 地形及び地質や土地利用などの特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施 (ア) 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法 (イ) 傾斜地全体としての安定計算が必要とされる擁壁等の工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 土地の形状の変更行為後の状態（法面の高さ・勾配、崩壊防止対策等） (イ) 傾斜地全体としての安定計算が必要とされる擁壁等の工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する傾斜地の安定性の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的な解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施 (ア) 土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法 (イ) 傾斜地全体としての安定計算が必要とされる擁壁等の工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 土地の形状の変更行為後の状態（法面の高さ・勾配、崩壊防止対策等） (イ) 傾斜地全体としての安定計算が必要とされる擁壁等の工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する傾斜地の安定性の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的な解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 13 地象（1 傾斜地） 】

改 正	現 行
<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 傾斜地の安定性に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 傾斜地の安定性に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 傾斜地の安定性への影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 傾斜地の安定性への影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>3 評価の手法 傾斜地の安定性への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 傾斜地の安定性への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った傾斜地の安定性について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った傾斜地の安定性について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 13 地象（1 傾斜地） 】

改 正	現 行
<p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第13 地象（2 地形・地質） 】

改 正	現 行
<p>第13 地象（2 地形・地質）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 地形及び地質の状況 対象事業の実施区域等の地形分布及び表層地質の状況</p> <p>イ 学術上等から注目される地形・地質の状況 対象事業の実施区域等に存在する文化財保護法により指定された天然記念物、同法により登録された登録記念物、地方自治体が指定した天然記念物のうち地質鉱物又は学術上貴重な地形・地質、鉱物、化石及び古生物（標本を除く。）（以下「学術上等から注目される地形・地質」という。）の分布状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 地形及び地質の特性を踏まえて対象事業により学術上等から注目される地形・地質が影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における学術上等から注目される地形・地質に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>第13 地象（2 地形・地質）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 地形及び地質の状況 対象事業の実施区域等の地形分布及び表層地質の状況</p> <p>イ 学術上等から注目される地形・地質の状況 対象事業の実施区域等に存在する文化財保護法により指定された天然記念物、同法により登録された登録記念物、地方自治体が指定した天然記念物のうち地質鉱物又は学術上貴重な地形・地質、鉱物、化石及び古生物（標本を除く。）（以下「学術上等から注目される地形・地質」という。）の分布状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 地形及び地質の特性を踏まえて対象事業により学術上等から注目される地形・地質が影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における学術上等から注目される地形・地質に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第13 地象（2 地形・地質） 】

改正	現行
<p>(1) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況</p> <p>(2) 予測方法 対象事業により学術上等から注目される地形・地質が受ける影響の内容及び程度について、類似事例を参考にする方法等により予測する。</p> <p>(3) 予測地域及び地点</p> <p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 地形・地質に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 地形・地質に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(1) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造</p> <p>(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況</p> <p>(2) 予測方法 対象事業により学術上等から注目される地形・地質が受ける影響の内容及び程度について、類似事例を参考にする方法等により予測する。</p> <p>(3) 予測地域及び地点</p> <p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 影響が顕著に発生すると想定される時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 影響が顕著に発生すると想定される時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>3 評価の手法 学術上等から注目される地形・地質への影響が、実行可能な範囲内のできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 学術上等から注目される地形・地質への影響が、実行可能な範囲内のできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 13 地象（ 2 地形・地質） 】

改 正	現 行
<p>予測を行った学術上等から注目される地形・地質への影響の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>予測を行った学術上等から注目される地形・地質への影響の程度について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 14 植物・動物・生態系（1 植物） 】

改 正	現 行
<p>第14 植物・動物・生態系（1 植物）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p><u>事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる項目のうちから、予測及び評価を行うために必要な調査項目を選択する。</u></p> <p>ア 植物相</p> <p>植物の種名及び分布状況について、次の分類により明らかにする。</p> <p>(ア) 種子植物及びシダ植物</p> <p>(イ) その他</p> <p>イ 植生</p> <p>(ア) 現存植生</p> <p>(イ) 群落構造</p> <p>(ウ) 潜在自然植生</p> <p>ウ 重要な植物種及び植物群落</p> <p>重要な植物種及び植物群落の確認地点、生育状況等</p> <p>エ 生育環境との関わり</p> <p>気象、水象、地象等の植物の生育基盤を踏まえた生育環境と植物との関わり</p> <p>オ 緑の量</p> <p>緑被面積、緑被率及び緑の体積</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p><u>調査すべき情報のうち「ウ 重要な植物種及び植物群落」については、「ア 植物相」及び「イ 植生」の調査結果を整理及び解析する。</u></p> <p><u>「オ 緑の量」については、現存植生及び群落構造の調査結果を基に緑被面積、緑被率及び緑の体積を算出する。</u></p>	<p>第14 植物・動物・生態系（1 植物）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 植物相</p> <p>植物の種名及び分布状況について、次の分類により明らかにする。</p> <p>(ア) 種子植物及びシダ植物</p> <p>(イ) (ア)以外の植物</p> <p>イ 植生</p> <p>(ア) 現存植生</p> <p>(イ) 群落構造</p> <p>(ウ) 潜在自然植生</p> <p>ウ 重要な植物種及び植物群落</p> <p>重要な植物種及び植物群落の確認地点、生育状況等</p> <p>エ 生育環境等との関わり</p> <p>気象、水象、地象等の植物の生育基盤と植物との関わり</p> <p>オ 緑の量</p> <p>緑被面積、緑被率及び緑の体積</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>既存資料調査又は現地調査によるものとするが、<u>調査すべき情報のうちウ及びオについては次の方法により調査を行う。</u></p> <p><u>ウ 重要な植物種及び植物群落</u></p> <p><u>「ア 植物相」及び「イ 植生」の調査結果を整理及び解析する。</u></p> <p><u>オ 緑の量</u></p> <p><u>現存植生及び群落構造の調査結果を基に緑被面積、緑被率及び緑の体積を算出する。</u></p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第 14 植物・動物・生態系（1 植物） 】

改 正	現 行
<p>(3) 調査地域及び地点 ア 調査地域 実施区域及びその周辺区域とする。 イ 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における種、群落等に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 植物の生育及び植生の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(3) 調査地域及び地点 ア 調査地域 実施区域及びその周辺区域とする。 イ 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における種、群落等に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 植物の生育及び植生の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。 ア 工事の実施 (ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法 (イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法 イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態 (イ) 工作物の位置、規模及び構造 (ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況 (エ) 供用により植物の生育に影響を及ぼす汚染物質の発生状況</p> <p>(2) 予測方法 事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による植物への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法</p>	<p>2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。 ア 工事の実施 (ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法 (イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法 イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態 (イ) 工作物の位置、規模及び構造 (ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況 (エ) 供用により植物の生育に影響を及ぼす汚染物質の発生状況</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による植物への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 14 植物・動物・生態系（1 植物） 】

改 正	現 行
<p>イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法 (3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 原則として、ある程度の時間が経過して、植物の生育状況及び植生が安定した時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法 (3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 原則として、ある程度の時間が経過して、植物の生育状況及び植生が安定した時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>3 評価の手法 事業特性及び地域特性を踏まえ、植物への影響が、実行可能な範囲内で行える限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 植物への影響が、実行可能な範囲内で行える限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った植物について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った植物について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 14 植物・動物・生態系（1 植物） 】

改 正	現 行
<p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 14 植物・動物・生態系（2 動物） 】

改 正	現 行
<p>第14 植物・動物・生態系（2 動物）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報 <u>事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる項目のうちから、予測及び評価を行うために必要な調査項目を選択する。</u></p> <p>ア 動物相 動物の種名及び分布状況について、次の分類群により明らかにする。</p> <p>(ア) 哺乳類 (イ) 鳥類 (ウ) 爬虫類 (エ) 両生類 (オ) 昆虫類 (カ) その他</p> <p>イ 重要な種、個体群及びその生息地 重要な動物の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等</p> <p>ウ 生息環境との関わり 気象、水象、地象、植生等の生息基盤を踏まえた生息環境と動物との関わり</p> <p>(2) 調査方法 <u>既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。</u> <u>調査すべき情報のうち「イ 重要な種、個体群及びその生息地」については、「ア 動物相」の調査結果を整理及び解析するとともに、必要に応じて現地調査や聞き取り調査を行う。</u></p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 実施区域及びその周辺区域とする。</p> <p>イ 調査地点</p>	<p>第14 植物・動物・生態系（2 動物）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 動物相 動物の種名及び分布状況について、次の分類群により明らかにする。</p> <p>(ア) 哺乳類 (イ) 鳥類 (ウ) 爬虫類 (エ) 両生類 (オ) 昆虫類 (カ) (ア)から(オ)以外の無脊椎動物</p> <p>イ 重要な種、個体群及びその生息地 重要な動物の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等</p> <p>ウ 生息環境等との関わり 気象、水象、地象、植生の生育環境等の生息基盤と動物との関わり</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとするが、調査すべき情報のうちイについては次の方法により調査を行う。</p> <p>イ 重要な種、個体群及びその生息地 <u>「ア 動物相」の調査結果を整理及び解析するとともに、必要に応じて現地調査や聞き取り調査を行う。</u></p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 実施区域及びその周辺区域とする。</p> <p>イ 調査地点</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第 14 植物・動物・生態系（2 動物） 】

改正	現行
<p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における種及び生息地に係る影響を予測し、<u>並びに</u>評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 動物の生息の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における種及び生息地に係る影響を予測し、<u>及び</u>評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 動物の生息の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況</p> <p>(エ) 供用により動物の生息に影響を及ぼす汚染物質等の発生状況</p> <p>(2) 予測方法 <u>事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による動物への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</u></p> <p>ア 理論的解析による方法</p> <p>イ 類似事例を参考にする方法</p> <p>ウ その他適切な方法</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況</p> <p>(エ) 供用により動物の生息に影響を及ぼす汚染物質等の発生状況</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による動物への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法</p> <p>イ 類似事例を参考にする方法</p> <p>ウ その他適切な方法</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第 14 植物・動物・生態系（2 動物） 】

改 正	現 行
<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 原則として、ある程度の時間が経過して、動物の生息状況が安定した時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 原則として、ある程度の時間が経過して、動物の生息状況が安定した時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>3 評価の手法 事業特性及び地域特性を踏まえ、動物への影響が、実行可能な範囲内で行える限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 動物への影響が、実行可能な範囲内で行える限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った動物について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った動物について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 14 植物・動物・生態系（2 動物） 】

改 正	現 行
<p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 14 植物・動物・生態系（3 水生生物） 】

改 正	現 行
<p>第14 植物・動物・生態系（3 水生生物）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p><u>事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる項目のうちから、予測及び評価を行うために必要な調査項目を選択する。</u></p> <p>ア 水生生物相</p> <p>水生生物の種名、分布状況、現存量及び生息密度について、次の分類により明らかにする。</p> <p>(ア) 魚類</p> <p>(イ) プランクトン</p> <p>(ウ) ベントス</p> <p>(エ) 水草・海草・海藻類</p> <p>(オ) 付着藻類</p> <p>(カ) その他</p> <p>イ 重要な水生生物種、個体群とその生育及び生息地</p> <p>重要な水生生物の生育及び生息場所、個体数、密度、分布、繁殖状況、食性、他種との関係等</p> <p>ウ 生育及び生息環境との関わり</p> <p>気象、水象、地象等の生育及び生息基盤を踏まえた生育及び生息環境と水生生物との関わり</p> <p>(2) 調査方法</p> <p><u>既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。</u></p> <p><u>調査すべき情報のうち「イ 重要な水生生物種、個体群とその生育及び生息地」については、「ア 水生生物相」の調査結果を整理及び解析するとともに、必要に応じて現地調査及び聞き取り調査を行う。</u></p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p> <p>実施区域及びその周辺区域とする。</p>	<p>第14 植物・動物・生態系（3 水生生物）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 水生生物相</p> <p>水生生物の種名、分布状況、現存量及び生息密度について、次の分類により明らかにする。</p> <p>(ア) 魚類</p> <p>(イ) プランクトン</p> <p>(ウ) ベントス</p> <p>(エ) 水草・海草・海藻類</p> <p>(オ) 付着藻類</p> <p>(カ) (ア)から(オ)以外の水生生物</p> <p>イ 重要な水生生物種、個体群とその生育及び生息地</p> <p>重要な水生生物の生育及び生息場所、個体数、密度、分布、繁殖状況、食性、他種との関係など</p> <p>ウ 生育及び生息環境等との関わり</p> <p>水生生物の生育及び生息基盤となる気象、水象、地象等の生育及び生息環境と水生生物との関わり</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>既存資料調査又は現地調査によるものとするが、調査すべき情報のうちイについては次の方法により調査を行う。</p> <p>イ 重要な水生生物種、個体群とその生育及び生息地</p> <p>「ア 水生生物相」の調査結果を整理及び解析するとともに、必要に応じて現地調査や聞き取り調査を行う。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p> <p>実施区域及びその周辺区域とする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第 14 植物・動物・生態系（3 水生生物） 】

改 正	現 行
<p>イ 調査地点 水生生物の生育及び生息の特性を踏まえて調査地域における種と生育及び生息地に係る影響を予測し、並びに評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 水生生物の生育及び生息の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>イ 調査地点 水生生物の生育及び生息の特性を踏まえて調査地域における種と生育及び生息地に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 水生生物の生育及び生息の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況</p> <p>(I) 供用により水生生物の生息に影響を及ぼす汚染物質等の発生状況</p> <p>(2) 予測方法 事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による水生生物への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法</p> <p>イ 類似事例を参考にする方法</p> <p>ウ その他適切な方法</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況</p> <p>(I) 供用により水生生物の生息に影響を及ぼす汚染物質等の発生状況</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による水生生物への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法</p> <p>イ 類似事例を参考にする方法</p> <p>ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 14 植物・動物・生態系（3 水生生物） 】

改 正	現 行
<p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 原則として、ある程度の時間が経過して、水生生物の生育及び生息状況が安定した時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 原則として、ある程度の時間が経過して、水生生物の生育及び生息状況が安定した時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>3 評価の手法 <u>事業特性及び地域特性を踏まえ</u>、水生生物への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 水生生物への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った水生生物について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った水生生物について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 14 植物・動物・生態系（3 水生生物） 】

改 正	現 行
<p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 14 植物・動物・生態系（4 生態系） 】

改 正	現 行
<p>第14 植物・動物・生態系（4 生態系）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p><u>事業特性及び地域特性を踏まえ、生物と環境の関わり及び生物相互の関わりを中心とした観点に留意し調査等を行うため、次に掲げる項目のうちから、予測及び評価を行うために必要な調査項目を選択する。</u></p> <p>ア 環境類型の区分</p> <p>地象、水象、植物及び動物の調査結果並びに次の「イ 注目種・群集等の状況」の結果に基づく環境類型の区分</p> <p>イ 注目種・群集等の状況</p> <p>複数の注目種・群集等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>ウ 生態系の機能の状況</p> <p>「ア 環境類型の区分」及び「イ 注目種・群集等の状況」以外の手法による生態系の把握</p> <p>(2) 調査方法</p> <p><u>既存資料調査又は現地調査によるものとする。</u></p> <p><u>調査すべき情報のうち「ア 環境類型の区分」については、植物及び動物の調査結果、並びに「イ 注目種・群集等の状況」の調査結果に基づき、調査地域を特徴づける生態系を環境類型ごとに区分する。</u></p> <p><u>「イ 注目種・群集等の状況」については、生態系を効率的かつ効果的に把握するため、植物、動物及び水生生物の調査結果に基づき、上位性、典型性及び特殊性の観点から、複数の注目種・群集等を抽出する。</u></p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p> <p>実施区域及びその周辺区域とする。</p> <p>イ 調査地点</p> <p>生態系の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p>	<p>第14 植物・動物・生態系（4 生態系）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 環境類型の区分</p> <p>地象、水象、植物及び動物の調査結果、「イ 注目種・群集等の抽出」の結果に基づく環境類型の区分</p> <p>イ 注目種・群集等の状況</p> <p>複数の注目種・群集等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>ウ 生態系の機能の状況</p> <p>「ア 環境類型の区分」及び「イ 注目種・群集等」以外の手法による生態系の把握</p> <p>(2) 調査方法</p> <p><u>既存資料調査又は現地調査によるものとするが、調査すべき情報のうちア及びイについては次の方法により調査を行う。</u></p> <p>ア 環境類型の区分</p> <p><u>植物及び動物の調査結果、「イ 注目種・群集等」の調査結果に基づき、調査地域を特徴づける生態系を環境類型ごとに区分する。</u></p> <p>イ 注目種・群集等の状況</p> <p><u>生態系の把握のため、複数の注目種・群集等を抽出する。</u></p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p> <p>実施区域及びその周辺区域とする。</p> <p>イ 調査地点</p> <p>生態系の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第 14 植物・動物・生態系（4 生態系） 】

改 正	現 行
<p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 生態系の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 生態系の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。 ア 工事の実施 (ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法 (イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法 イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態 (イ) 工作物の位置、規模及び構造 (ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況 (エ) 供用により生態系に影響を及ぼす汚染物質等の発生状況 (2) 予測方法 事業特性及び地域特性を踏まえ、次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による生態系への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。 ア 理論的解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法 (3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>	<p>2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。 ア 工事の実施 (ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法 (イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法 イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態 (イ) 工作物の位置、規模及び構造 (ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況 (エ) 供用により生態系に影響を及ぼす汚染物質等の発生状況 (2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による生態系への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。 ア 理論的解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法 (3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 14 植物・動物・生態系（4 生態系） 】

改 正	現 行
<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 原則として、ある程度の時間が経過して、生態系が安定した時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 原則として、ある程度の時間が経過して、生態系が安定した時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>3 評価の手法 事業特性及び地域特性を踏まえ、生態系への影響が、実行可能な範囲内のできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 生態系への影響が、実行可能な範囲内のできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った生態系について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。 (2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。 (3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。 (4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った生態系について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。 (2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。 (3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。 (4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 15 文化財 】

改 正	現 行
<p>第15 文化財</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 文化財の状況 対象事業の実施区域等に存在する文化財の種類、位置、区域、保存等の状況</p> <p>イ 文化財の周辺の状況 文化財と一体となった周辺の環境が、その文化財の総合的価値に欠かせない場合には、文化財と一体と考えられる周辺の地形、土地利用、街並み等の状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 文化財の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域及び実施区域に係る周知の埋蔵文化財包蔵地とする。</p> <p>イ 調査地点 文化財の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>第15 文化財</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 文化財の状況 対象事業の実施区域等に存在する文化財の種類、位置、区域、保存等の状況</p> <p>イ 文化財の周辺の状況 文化財と一体となった周辺の環境が、その文化財の総合的価値に欠かせない場合には、文化財と一体と考えられる周辺の地形、土地利用、街並み等の状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 文化財の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域及び実施区域に係る周知の埋蔵文化財包蔵地とする。</p> <p>イ 調査地点 文化財の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 15 文化財 】

改 正	現 行
<p>(1) 工作物の位置、規模及び構造 (ウ) 埋蔵文化財包蔵地の土地利用計画</p> <p>(2) 予測方法 対象事業により文化財が受ける影響の内容及び程度について、類似事例を参考にする方法等により予測する。</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 文化財に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 文化財に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(1) 工作物の位置、規模及び構造 (ウ) 埋蔵文化財包蔵地の土地利用計画</p> <p>(2) 予測方法 対象事業により文化財が受ける影響の内容及び程度について、<u>対象事業の計画の状況、周辺の土地利用の状況、環境保全対策等を考慮して</u>、類似事例を参考にする方法等により予測する。</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 影響が顕著に発生すると想定される<u>適切な</u>時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 影響が顕著に発生すると想定される<u>適切な</u>時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>3 評価の手法 文化財への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 文化財への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った文化財について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った文化財について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 15 文化財 】

改 正	現 行
<p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 16 景観 】

改 正	現 行
<p>第16 景観</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 主要な眺望地点及び主要で身近な視点の状況 実施区域周辺の主要な眺望地点（不特定多数の人々が利用する公共的な場所で、景観が展望できる地点のうち主要なものをいう。以下同じ。）及び対象事業の実施区域周辺の主要で身近な視点（不特定多数の人々又は周辺の住民が利用する場所で身近な景観が望める主要で身近な視点をいう。以下同じ。）の位置、種類及び利用状況並びにそれぞれの主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観の構成要素、可視領域等の状況</p> <p>イ 景観資源の状況 実施区域周辺における景観資源の状況及びこれらにより形成される地域景観の特性</p> <p>ウ 主要な眺望景観及び身近な景観の状況 主要な眺望地点及び主要で身近な視点から見える景観資源の状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 景観の特性を踏まえて対象事業により主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観が影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観に係る影響を予測し、並びに評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯 景観の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>第16 景観</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 主要な眺望地点及び主要で身近な視点の状況 実施区域周辺の主要な眺望地点（不特定多数の人々が利用する公共的な場所で、景観が展望できる地点のうち主要なものをいう。以下同じ。）及び対象事業の実施区域周辺の主要で身近な視点（不特定多数の人々又は周辺の住民が利用する場所で身近な景観が望める主要で身近な視点をいう。以下同じ。）の位置、種類及び利用状況並びにそれぞれの主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観の構成要素、可視領域等の状況</p> <p>イ 景観資源の状況 実施区域周辺における景観資源の状況及びこれらにより形成される地域景観の特性</p> <p>ウ 主要な眺望景観及び身近な景観の状況 主要な眺望地点及び主要で身近な視点から見える景観資源の状況</p> <p>(2) 調査方法 既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域 景観の特性を踏まえて対象事業により主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観が影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯 景観の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第16 景観 】

改 正	現 行
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施 (ア) 樹木の伐採若しくは移植、土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法 (イ) 工作物の位置、規模、構造、色彩、設置期間等</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態 (イ) 工作物の位置、規模、構造、形態、色彩等 (ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による景観への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 景観への影響が最も大きくなる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 眺望地点等の利用状況を勘案した適切な時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施 (ア) 樹木の伐採若しくは移植、土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法 (イ) 工作物の位置、規模、構造、色彩、設置期間等</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 (ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態 (イ) 工作物の位置、規模、構造、形態、色彩等 (ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による景観への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的解析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 景観への影響が最も大きくなる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 眺望地点等の利用状況を勘案した適切な時期、期間又は時間帯とする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 16 景観 】

改 正	現 行
<p>3 評価の手法 景観への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 景観への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 原則として、写真撮影等とする。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象となる時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 原則として、写真撮影等とする。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象となる時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 17 レクリエーション資源 】

改 正	現 行
<p>第17 レクリエーション資源</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p style="padding-left: 20px;">レクリエーション資源の状況</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 位置、種類、規模、特性等の状況</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 利用状況</p> <p style="padding-left: 40px;">ウ 周辺の状況</p> <p>(2) 調査方法</p> <p style="padding-left: 20px;">既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 調査地域</p> <p style="padding-left: 40px;">対象事業によりレクリエーション資源が影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 調査地点</p> <p style="padding-left: 40px;">レクリエーション資源の特性を踏まえて調査地域におけるレクリエーション資源に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯</p> <p style="padding-left: 20px;">レクリエーション資源の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>第17 レクリエーション資源</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p style="padding-left: 20px;">ア レクリエーション資源の状況</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 位置、種類、規模、特性等の状況</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 利用状況</p> <p style="padding-left: 40px;">(ウ) 周辺の状況</p> <p>(2) 調査方法</p> <p style="padding-left: 20px;">既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 調査地域</p> <p style="padding-left: 40px;">対象事業によりレクリエーション資源が影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 調査地点</p> <p style="padding-left: 40px;">レクリエーション資源の特性を踏まえて調査地域におけるレクリエーション資源に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯</p> <p style="padding-left: 20px;">レクリエーション資源の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提</p> <p style="padding-left: 20px;">予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 工事の実施</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提</p> <p style="padding-left: 20px;">予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 工事の実施</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 17 レクリエーション資源 】

改 正	現 行
<p>(1) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況</p> <p>(2) 予測方法 対象事業によりレクリエーション資源が受ける影響について、類似事例を参考にする方法等により予測する。</p> <p>(3) 予測地域及び地点</p> <p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 影響が最も大きくなる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 利用状況を勘案した適切な時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(1) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態</p> <p>(イ) 工作物の位置、規模及び構造</p> <p>(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況</p> <p>(2) 予測方法 類似事例等を参考にする方法等により、対象事業によるレクリエーション資源への影響を予測する。</p> <p>(3) 予測地域及び地点</p> <p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 影響が最も大きくなる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 利用状況を勘案した適切な時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>3 評価の手法 レクリエーション資源への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 レクリエーション資源への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行ったレクリエーション資源について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行ったレクリエーション資源について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 17 レクリエーション資源 】

改 正	現 行
<p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成23年3月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第18 温室効果ガス 】

改 正	現 行
<p>第18 温室効果ガス</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 対策の実施状況</p> <p>温室効果ガスの排出若しくは使用（以下「排出等」という。）を回避、若しくは低減するための対策又はエネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果等</p> <p>イ 実施区域周辺のエネルギー資源の状況</p> <p>実施区域周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等</p> <p>ウ 法令等による基準等</p>	<p>第18 温室効果ガス</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 対策の実施状況</p> <p>温室効果ガスの排出又は使用（以下「排出等」という。）を回避し、若しくは低減するための対策又はエネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果等</p> <p>イ 実施区域周辺のエネルギー資源の状況</p> <p>実施区域周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等</p> <p>ウ 伐採する樹木の状況等</p> <p>エ 法令等による基準等</p>
<p>(2) 調査方法</p> <p>既存資料調査によるものとし、必要に応じて現地調査及び関係機関等への聞き取り調査を行う。</p>	<p>(2) 調査方法</p> <p>既存資料調査によるものとするが、イ及びウについては、必要に応じて現地調査、関係機関等へのヒアリング調査等を行う。</p>
<p>(3) 調査の対象範囲</p> <p>事業特性、地域特性及び評価細目の特性を踏まえ、対象事業及びその周辺地域等にとどまらず、対象事業の実施により対象事業以外の事業活動等の温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性がある範囲であって、かつ、事業者が合理的に把握することが可能と認められる適切な範囲を検討し、設定する。併せて、その設定の根拠を明らかにする。</p>	
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提</p> <p>予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 建設機械の種類、台数及び配置、施工方法等</p> <p>(イ) 温室効果ガスの排出等に係る係数</p> <p>(ウ) 伐採する樹木の状況及び樹木のバイオマス量に相当する二酸化炭素排</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提</p> <p>予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 建設機械の種類・台数及び配置、施工方法等</p> <p>(イ) 温室効果ガスの排出等に係る係数</p> <p>(ウ) 樹木のバイオマス量に相当する二酸化炭素排出係数</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 18 温室効果ガス 】

改 正	現 行
<p>出係数</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 温室効果ガスを排出等する施設の種類の種類、規模・能力、燃料の種類・使用量、配置、稼働時間、排出ガス量・時間変動、排出の方法、廃棄物の焼却処理量等</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出等に係る係数</p>	<p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 温室効果ガスを排出等する施設の種類の種類、規模・能力、燃料の種類・消費量、配置、稼働時間、排出ガス量・時間変動、排出の方法、廃棄物の焼却処理量等</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出等に係る係数</p>
<p>(2) 予測方法</p> <p>次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、排出等される温室効果ガスの量又は使用されるエネルギーの量の程度、及びそれらの削減の程度を予測する。また方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 温室効果ガスの排出等の量及びエネルギーの使用量の係数を基に算出する方法</p> <p>イ 類似事例を参考にする方法</p> <p>ウ その他適切な方法</p>	<p>(2) 予測方法</p> <p>次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により排出等される温室効果ガスの量又は使用されるエネルギーの量の程度、及びそれらの削減の程度を予測する。また方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 温室効果ガスの排出等の量、エネルギーの使用量の係数を基に算出する方法</p> <p>イ 類似事例を参考にする方法</p> <p>ウ その他適切な方法</p>
<p>(3) 予測の対象範囲</p> <p><u>事業特性、地域特性及び評価細目の特性を踏まえ、対象事業及びその周辺地域等にとどまらず、対象事業の実施により対象事業以外の事業活動等の温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性がある範囲であって、かつ、事業者が合理的に把握することが可能と認められる適切な範囲を検討し、設定する。併せて、その設定の根拠を明らかにする。</u></p>	
<p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>予測の対象とする時期、期間又は時間帯については、事業特性に応じて適切に設定する。また、次の区分については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>工事期間中全体とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 工作物の供用後、工作物の稼働が定常状態となる時期及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>	<p>(3) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>予測の対象とする時期、期間又は時間帯については、事業特性に応じて適切に設定する。また、次の区分については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>工事期間中全体とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 工作物の供用後、工作物の稼働が定常状態となる時期及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 18 温室効果ガス 】

改 正	現 行
<p>(イ) 温室効果ガスを使用する設備機器のガス交換時若しくは移設時又は廃棄時の各時点</p>	<p>(イ) 温室効果ガスを使用する設備機器のガス交換時若しくは移設時又は廃棄時の各時点</p>
<p>3 評価の手法 温室効果ガスの排出等の量、エネルギーの使用量が、実行可能な範囲内のできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 国、県及び市町村が温室効果ガスの対策に係る計画、指針等により定めた基準、目標等がある場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 温室効果ガスの排出等の量、エネルギーの使用量が、実行可能な範囲内のできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 国、県又は市町村が温室効果ガスの対策に係る計画、指針等により定めた基準、目標等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 排出等される温室効果ガスの量、使用されるエネルギーの量の程度及びそれらの削減の程度について、事業実績から調査を行う。 (2) 調査の対象範囲 <u>事業計画を踏まえて予測の対象範囲を勘案して設定する。</u> (3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。 (4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 対象事業により排出等される温室効果ガスの量、使用されるエネルギーの量の程度及びそれらの削減の程度について、事業実績から調査を行う。 (2) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。 (4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 19 地域分断 】

改 正	現 行
<p>第19 地域分断</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 地域の組織等の状況</p> <p>ア 地域の組織等の状況</p> <p>(ア) 年齢区分別人口、世帯数及び土地利用の状況</p> <p>(イ) 自治会、学校、避難場所等の状況</p> <p>(ロ) 地域の組織等が利用する施設等の状況</p> <p>(ハ) 地域の組織等の活動の状況</p> <p>イ 地域の日常的な利用施設の状況</p> <p>地域住民にとって、日常生活において利用頻度が高く、地域との関わりが大きいと想定される公共施設、交通施設、商業施設等の位置及び利用の状況</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>調査地域は、対象事業により地域分断が生ずるおそれがあると認められる地域とする。</p>	<p>第 19 地域分断</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 地域の組織等の状況</p> <p>ア 地域の組織等の状況</p> <p>(ア) 年齢区分別人口の状況</p> <p>(イ) 自治会、学校、避難場所等の状況</p> <p>イ 地域の日常的な利用施設の状況</p> <p>地域住民にとって、日常生活において利用頻度が高く、地域との関わりが大きいと想定される公共施設、交通施設、商業施設等の位置及び利用の状況</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>既存資料調査又は現地調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>調査地域は、対象事業により地域分断が生ずるおそれがあると認められる地域とする。</p>
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提</p> <p>予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 施工の位置、規模、範囲、期間等</p> <p>(イ) 分断される道路の位置及び規模、迂回路の位置等</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 工作物等の位置、規模及び構造</p> <p>(イ) 分断される道路の位置及び規模、迂回路の位置等</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提</p> <p>予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施</p> <p>(ア) 施工の位置、規模、範囲、期間等</p> <p>(イ) 分断される道路の位置、規模及び迂回路の位置等</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>(ア) 工作物等の位置、規模及び構造</p> <p>(イ) 分断される道路の位置、規模及び迂回路の位置等</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 19 地域分断 】

改 正	現 行
<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により生じる地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路に対する分断の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的な分析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 地域分断に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 地域分断に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により生じる地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路に対する分断の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論的な分析による方法 イ 類似事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点 ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。 イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 ア 工事の実施 地域分断への影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。 イ 土地又は工作物の存在及び供用 地域分断への影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>3 評価の手法 地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路の分断が、実行可能な範囲内で行える限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路の分断が、実行可能な範囲内で行える限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った地域分断について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p>	<p>4 事後調査の計画 (1) 調査方法 予測を行った地域分断について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 19 地域分断 】

改 正	現 行
<p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 20 安全（1 危険物等） 】

改 正	現 行
<p>第20 安全（1 危険物等）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 災害予防に関する事項</p> <p>(ア) 規制基準の状況 遵守すべき消防法等個別法の技術基準、市町村及び県の定める基準、指針等</p> <p>(イ) 類似施設の状況 類似施設の供用の実績等の状況並びに事故及びトラブルの状況</p> <p>イ 災害拡大防止に関する事項</p> <p>(ア) 土地利用の状況 学校、病院、劇場、住宅等の保安物件の分布状況 用途地域の指定状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。）</p> <p>(イ) 気象の状況 危険物等の漏洩を想定した場合の拡散に影響を及ぼす風向及び風速の状況</p> <p>(ウ) 地形及び工作物の状況 危険物等の漏洩を想定した場合の拡散に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等の状況</p>	<p>第20 安全（1 危険物等）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 災害予防の観点</p> <p>(ア) 規制基準の状況 遵守すべき消防法等個別法の技術基準、市町村及び県の定める基準、指針等</p> <p>(イ) 類似施設の状況 類似施設の供用の実績等の状況及び事故、トラブルの状況</p> <p>イ 災害拡大防止の観点</p> <p>(ア) 土地利用の状況 学校、病院、劇場、住宅等の保安物件の分布状況 用途地域の指定状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。）</p> <p>(イ) 気象の状況 危険物等の漏洩を想定した場合の拡散に影響を及ぼす風向及び風速の状況</p> <p>(ウ) 地形及び工作物の状況 危険物等の漏洩を想定した場合の拡散に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等の状況</p>
<p>(2) 調査方法</p> <p>既存資料調査又は現地調査によるものとする。 調査すべき情報のうち「ア - (ア) 規制基準の状況」については、既存資料調査のほか、関係機関等への聞き取り調査を行う。 「イ - (イ) 気象の状況」については、原則として既存資料（地上気象観測結果）により調査を行い、観測結果が不足する場合には現地調査を実施するなどにより適切に情報を把握する。</p>	<p>(2) 調査方法</p> <p>既存資料調査又は現地調査によるものとするが、調査すべき情報のうちア - (ア) 及びイ - (イ) については次の方法により調査を行う。 ア 災害予防の観点 (ア) 規制基準の状況 法令集等既存資料調査の他、危険物等の取扱い、施設の設置等の規制を行う行政庁から聞き取り等により実施する。 イ 災害拡大防止の観点 (イ) 気象の状況 原則として既存の地上気象観測結果について調査を行うが、観測結果が不足する場合には現地調査を実施するなどにより適切に情報を把握する。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表
 【 各論 第 20 安全（1 危険物等） 】

改正	現 行
(3) 調査地域及び地点 調査地域は、災害拡大防止の観点から、危険物等の漏洩等による災害により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	(3) 調査地域及び地点 調査地域は、災害拡大防止の観点から、危険物等の漏洩等による災害により影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、 <u>環境保全対策を踏まえた事業特性のうち、土地又は工作物の存在及び供用に係るものについて、次の区分ごとに整理する。</u> ア 取扱う危険物等の種類、特性、量、処理条件等 イ 危険物等を取扱う施設に使用する材料、施設の構造、耐震性能等 ウ 事業所全体及び施設ごとの災害予防、災害拡大防止のための設備、措置、保安の向上のため事業者自ら定める基準、規定等	2 予測の手法 (1) 予測の前提 予測の前提となる、 <u>事業特性を次の区分ごとに整理する。</u> ア <u>土地又は工作物の存在及び供用</u> (ア) 取扱う危険物等の種類、特性、量、処理条件等 (イ) 危険物等を取扱う施設に使用する材料、施設の構造、耐震性能等 (ウ) 事業所全体及び施設ごとの災害予防、災害拡大防止のための設備、措置等
(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、 <u>災害予防及び災害拡大防止の状況について予測する。</u> また、方法の選定理由を明らかにする。 ア 論理的解析による方法 イ 類似事例から推定する方法 ウ その他適切な方法	(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、 <u>災害予防の観点及び災害拡大防止の観点から、それらのレベルについて予測する。</u> また、方法の選定理由を明らかにする。 ア 理論的解析による方法 イ 類似事例の解析 ウ その他適切な方法
(3) 予測地域及び地点 予測地域は、調査地域に準じた地域とする。	(3) 予測地域及び地点 予測地域は、調査地域に準じた地域とする。
(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。	(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 施設の稼働等が定常的な状態及び影響が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。
3 評価の手法 ア 災害予防の観点による評価	3 評価の手法 ア 災害予防の観点

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 20 安全（1 危険物等） 】

改 正	現 行
<p>危険物等による災害の発生が、実行可能な範囲内でできる限り回避されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p> <p>イ 災害拡大防止の観点による評価</p> <p>危険物等による災害が発生した場合に周囲へ与える影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>危険物等による災害の発生が、実行可能な範囲内でできる限り回避され得る状況にあるかについて評価を行う。<u>規制基準を上回る自主基準等が定められている場合には、その内容についても評価に含めることとする。</u></p> <p>イ 災害拡大防止の観点</p> <p>危険物等による災害が発生した場合に周囲へ与える影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減され得る状況にあるかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法</p> <p>危険物等を取扱う施設等において環境保全対策が確実に実施されているかについて、現地調査又は聞き取り調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点</p> <p>原則として、予測地域とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯</p> <p>事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法</p> <p>事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法</p> <p>災害防止の観点から、予測を行った危険物等施設等について環境保全対策が確実に実施されているか現地調査、聞き取り調査又は完成検査図書等書面により調査する。</p> <p>(2) 調査地域及び地点</p> <p>原則として、予測地域とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯</p> <p>事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法</p> <p>事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 20 安全（ 2 交通） 】

改 正	現 行
<p>第20 安全（ 2 交通）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 道路等の状況</p> <p> (ア) 対象事業の実施区域に関連性の高い道路の配置状況</p> <p> (イ) 道路の種類、道路の性格等</p> <p>イ 交通量の状況</p> <p> 自動車交通及び歩行者の方向、量、渋滞等の状況</p> <p>ウ 通学路等の状況</p> <p>エ 交通安全施設、交通安全対策等の状況</p> <p> (ア) 歩道、ガードレール等の交通安全施設の設置状況</p> <p> (イ) 道路管理者等が行っている交通安全対策等の状況</p> <p>(2) 調査方法</p> <p> 既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p> <p> 交通の特性を踏まえて対象事業により交通の安全に影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点</p> <p> 交通の特性を踏まえて調査地域における交通の安全に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査の時期、期間又は時間帯</p> <p> 交通の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>第 2 0 安全（ 2 交通）</p> <p>1 調査の手法</p> <p>(1) 調査すべき情報</p> <p>ア 道路等の状況</p> <p> (ア) 対象事業の実施区域に関連性の高い道路の配置状況</p> <p> (イ) 道路の種類、道路の性格等</p> <p>イ 交通量の状況</p> <p> 自動車交通及び歩行者の方向、量、渋滞等の状況</p> <p>ウ 通学路等の状況</p> <p>エ 交通安全施設、交通安全対策等の状況</p> <p> (ア) 歩道、ガードレール等の交通安全施設の設置状況</p> <p> (イ) 道路管理者等が行っている交通安全対策等の状況</p> <p>(2) 調査方法</p> <p> 既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。</p> <p>(3) 調査地域及び地点</p> <p>ア 調査地域</p> <p> 交通の特性を踏まえて対象事業により交通の安全に影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>イ 調査地点</p> <p> 交通の特性を踏まえて調査地域における交通の安全に係る影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 調査時期、期間又は時間帯</p> <p> 交通の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 20 安全（ 2 交通 ） 】

改 正	現 行
<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施 自動車の通行経路、発生集中交通量等</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 自動車の通行経路、発生集中交通量等</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する地域の交通安全の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論計算式による方法</p> <p>イ 類似事例を参考にする方法</p> <p>ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点</p> <p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 周辺の交通への影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 対象事業の活動が安定した状態に達した後、周辺の交通への影響が的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>2 予測の手法</p> <p>(1) 予測の前提 予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。</p> <p>ア 工事の実施 自動車の通行経路及び発生集中交通量等</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 自動車の通行経路及び発生集中交通量等</p> <p>(2) 予測方法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により変化する地域の交通安全の状況を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。</p> <p>ア 理論計算式による方法</p> <p>イ 類似事例を参考にする方法</p> <p>ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域及び地点</p> <p>ア 予測地域 調査地域に準じた地域とする。</p> <p>イ 予測地点 予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(3) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯</p> <p>ア 工事の実施 周辺の交通への影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>イ 土地又は工作物の存在及び供用 対象事業の活動が安定した状態に達した後、周辺の交通への影響が的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。</p>

神奈川県環境影響評価技術指針（最終改定：平成 23 年 3 月）改定素案 新旧対照表

【 各論 第 20 安全（ 2 交通 ） 】

改 正	現 行
<p>3 評価の手法 交通の安全への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>	<p>3 評価の手法 交通の安全への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。</p>
<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った交通の安全について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>	<p>4 事後調査の計画</p> <p>(1) 調査方法 予測を行った交通の安全について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。</p> <p>(2) 調査地域及び地点 原則として、予測地域及び地点とする。</p> <p>(3) 調査時期、期間又は時間帯 事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。</p> <p>(4) 検証方法 事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。</p>